

平成30年12月 4 日（火曜日）

第 4 号

平成30年第4回北海道議会定例会会議録

第4号

平成30年12月4日（火曜日）

議事日程 第4号

12月4日午前10時開議

日程第1、議案第2号ないし第30号

(質疑並びに一般質問)

日程第2、会議案第1号

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

1. 予算特別委員の選任

1. 議案の少子・高齢社会対策特別委員会付託

1. 議案の常任委員会付託

1. 日程第2

1. 会議案の水産林務委員会付託

1. 休会の決定

出席議員 (98人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢志 君

1番 菊地 葉子 君

2番 阿知良 寛美 君

3番 安住 太伸 君

4番 池端 英昭 君

5番 川澄 宗之介 君

6番 小岩 均 君

7番 浅野 貴博 君

8番 内田 尊之 君

9番 大越 農子 君

10番 太田 憲之 君

11番 加藤 貴弘 君

12番 桐木 茂雄 君

13番 久保秋 雄太 君

14番 清水 拓也 君

15番 千葉 英也 君

16番 塚本 敏一 君

17番 道見 泰憲 君

18番 船橋 賢二 君

19番 丸岩 浩二 君

20番 菅原 和忠 君

21番 中川 浩利 君

22番 畠山 みのり 君

23番 藤川 雅司 君

24番 白川 祥二 君

25番 新沼 透 君

26番 赤根 広介 君

27番 田中 英樹 君

28番 中野渡 志穂 君

29番 佐野 弘美 君

30番 宮川 潤 君

31番 荒当 聖吾 君

32番 安藤 邦夫 君

33番 山崎 泉 君

34番 佐藤 伸弥 君

35番 沖田 清志 君

36番 笹田 浩 君

37番 松山 丈史 君

38番 市橋 修治 君

39番 稲村 久男 君

40番 梅尾 要一 君

41番	笠井龍司君	77番	金岩武吉君
42番	中野秀敏君	78番	池本柳次君
43番	野原薫君	79番	滝口信喜君
44番	花崎勝君	80番	須田靖子君
45番	三好雅君	81番	高橋亨君
46番	村木中君	82番	佐々木恵美子君
47番	吉川隆雅君	83番	三井あき子君
48番	吉田祐樹君	84番	星野高志君
49番	佐々木俊雄君	85番	三津丈夫君
50番	田中芳憲君	86番	平出陽子君
51番	富原亮君	87番	吉田正人君
52番	八田盛茂君	88番	岩本剛人君
53番	松浦宗信君	89番	遠藤連君
54番	東国幹君	91番	加藤礼一君
55番	内海英徳君	92番	喜多龍一君
56番	大崎誠子君	93番	竹内英順君
57番	小畑保則君	94番	本間勲君
58番	角谷隆司君	95番	伊藤条一君
59番	千葉英守君	96番	川尻秀之君
60番	長尾信秀君	98番	神戸典臣君
61番	中司哲雄君	99番	高橋文明君
62番	藤沢澄雄君	100番	和田敬友君
63番	村田憲俊君	欠員（3人）	
64番	梶谷大志君	69番	
65番	北口雄幸君	90番	
66番	小林郁子君	97番	
67番	橋本豊行君	<hr/>	
68番	広田まゆみ君	出席説明員	
71番	中山智康君	知事	高橋はるみ君
72番	大河昭彦君	副知事	辻泰弘君
73番	志賀谷隆君	同	窪田毅君
74番	吉井透君	同	阿部啓二君
75番	真下紀子君	公営企業管理者	浦本元人君
76番	森成之君	病院事業管理者	鈴木信寛君

総務部長
 兼北方領土対策
 本部長 中野 祐介 君
 総務部職員監 山岡 庸邦 君
 総務部危機管理監 橋本 彰人 君
 総合政策部長 小野塚 修一 君
 総合政策部
 交通企画監 黒田 敏之 君
 総合政策部
 空港戦略推進監 豊島 厚二 君
 環境生活部長 渡辺 明彦 君
 環境生活部
 アイヌ政策監 長橋 聡 君
 保健福祉部長 佐藤 敏 君
 保健福祉部
 少子高齢化対策監 栗井 是臣 君
 経済部長 倉本 博史 君
 経済部観光振興監 本間 研一 君
 経済部食産業振興監 中田 克哉 君
 農政部長 梶田 敏博 君
 農政部
 食の安全推進監 甲谷 恵 君
 水産林務部長 幡宮 輝雄 君
 建設部長 岡田 恭一 君
 建設部建築企画監 平向 邦夫 君
 会計管理者
 兼出納局長 小玉 俊宏 君
 企業局長 根布谷 禎一 君
 道立病院部長 田中 宏之 君
 財政局長 森 隆司 君
 財政課長 古岡 昇 君
 秘書課長 三橋 剛 君

教育委員会教育長 佐藤 嘉大 君
 教育部長 坂本 明彦 君
 兼教育職員監
 学校教育監 村上 明寛 君
 総務課長 山本 純史 君

選挙管理委員会
 事務局長 森 弘樹 君

人事委員会
 事務局長 山口 修二 君

警察本部長 和田 昭夫 君
 総務部長 池田 康則 君
 総務部参事官
 兼総務課長 島村 論支敏 君

労働委員会
 事務局長 成田 祥介 君

代表監査委員 東 陽一 君
 監査委員事務局長 佐藤 和彦 君

収用委員会
 事務局長 木村 幸子 君

議会事務局職員出席者

事務局長 森田 良二 君
 議事課長 木村 敏康 君
 議事課主幹 本間 治 君
 議事課主査 中澤 正和 君
 議事課主任 小倉 拓也 君
 同 古賀 勝明 君

午前10時2分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔木村議事課長朗読〕

1. 議員から、会議案第1号の提出がありました。

会議案第1号 北海道植樹の日・育樹の日条例案
(上の会議案は巻末**会議案の部**に掲載する)

1. 本日の会議録署名議員は、

川 尻 秀 之 議員
星 野 高 志 議員
三 津 丈 夫 議員

であります。

1. 日程第1、議案第2号ないし第30号

(質疑並びに一般質問)

○議長大谷亨君 日程第1、議案第2号ないし第30号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

中野秀敏君。

○42番中野秀敏君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきたいというふうに思います。

初めに、農業振興についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

近年、地球温暖化や異常気象と言われる中において、今年度は、6月以降の低温や長雨などにより、農作物の生育は総じて余りよくなかった状況でありまして、農家にとっては、本当に努力が報われない一年だったというふうに思うところであります。生産現場においては、来年度の営農に不安を抱える生産者も少なくないところであります。

こうした低温、長雨の影響は、台風や地震と違い、一目で確認が難しい面もあるわけですが、場合によっては深刻なケースも考えられます。

今年度の農作物の生育状況はどうであったのか、また、これまでの技術指導など、どのように対応してきたのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

近年の異常気象、気候変動は、低温や長雨などの直接的被害に加え、作物の生育障害、病気の発生による影響も懸念をされているところであります。

農業の持続的発展を図るためには、異常気象などに対応した品種改良はもとより、技術指導など、災害に強い農業の確立に向けて対応する必要があると考えますが、道として、今後、異常気象などにどのように対応されるのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

次に、米政策についてであります。国の米政策の見直しにより、平成30年産米から、産地の

判断で、需要に応じた米生産に転換されているところでもありますけれども、本道では、稲作の経営安定を図るために、これまでの生産数量目標にかわる生産の目安を設定し、オール北海道で、需要に応じた米生産に取り組んできたところでもあります。

こうした中、道内の生産の目安は、主食用米で、平成29年産と同様の9万9015ヘクタールと設定されており、おおむね目安に即した生産が行われたところでもありますけれども、一方、一部の県では、前年を大きく上回る主食用米の作付が行われたところでありまして、需給バランスを懸念する声も聞かれているところでもあります。

米の主産地である北海道は、ことし、低温や日照不足、相次ぐ台風被害、さらには、9月6日に発生した胆振東部地震により、米生産に大きな影響を受け、さきに国が公表した平成30年産の水稲の作況指数においては90となったところであり、結果的には、他県の増産分のバランスが保たれたという見方もあるところでもあります。

道としては、今年度から取り組んだ生産の目安をどのように受けとめているのか、さらには、本道の稲作経営の持続的発展に向けて、来年度の生産の目安の設定に当たり、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

稲作経営の安定を図るためには、米の需要が減少する中で、需要に応じた主食用米の作付に向けた生産の目安を設定することはもとより、輸出用など他の用途への販売を行うなど、新たな米政策のもとでの米の需給の安定化を図ることが重要であるというふうに考えるところでもあります。

さらには、高齢化や担い手不足に加え、労働力不足など、農業を取り巻く環境は非常に悪化しているところでもありますけれども、生産現場では、先行きに不安を感じているとの声も聞かれているところであり、今後、稲作経営の維持発展に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

今般の北海道胆振東部地震において、酪農家においては、生産された生乳の損失や、乳牛改良によって育て上げた牛が乳房炎になるなど、本道の酪農、畜産に大きな影響を及ぼしたところでもあります。

このため、道では、酪農、畜産への電力の安定供給に向けて、国の事業を活用しながら、緊急的に配電盤の整備をするための支援を決定したところでもあります。

しかしながら、今回の停電時に、既に発電施設を導入している酪農家等においても、使用になっていない発電機の稼働や接続などに手間取るなど、対応に苦慮した事例があったというふうに聞いているところであり、停電に対応するための日ごろからの備えも大きな課題となったところでもあります。

酪農家の段階での電力の安定供給体制を確保するためには、単に自家発電を整備するだけでなく、災害発生時の初動体制を検討するなど、燃料確保も含めて、酪農家における電力の安定確保に向けた対応が必要と考えるところでもありますけれども、認識をお伺いいたします。

さらに、全道の酪農家の約3割で自家発電機によって搾乳が可能だったというふうに聞いてい

るところであります。

一方で、生乳を1日当たり40トン以上処理している乳業メーカーの工場は全道に29工場あるところでもありますけれども、そのうち、停電時に、生産された生乳を受け入れた工場は2工場しかなかったことから、生乳の損失が拡大したところでもあります。

酪農家の段階での電力確保によって生産体制は確保されても、その受け入れ体制が整備されなければ、生乳の損失が発生するばかりであります。

乳業メーカーの生乳の安定的な受け入れに向けた電力確保に向けて、道としてどのように対応されようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、SDGsの推進に関してお伺いをいたします。

まず、SDGsの普及活動についてであります。

道が年内を目途に策定を進めている、本道のSDGsの推進の基本的指針となる北海SDGs推進ビジョンについては、先日、その最終案が取りまとめられたところでもあります。

ビジョンの中では、道が今年度実施した、SDGsに関する道民意識調査の結果にも触れられておりますが、それによりますと、SDGsを知っている方の割合は1割にとどまっているところでありまして、多くの方がSDGsについて知らなかったというふうに回答しているところでもあります。

その一方で、6割近くの方から、SDGsに取り組んでみたいが、何に取り組めばよいかわからないとの回答もあり、関心の高さもうかがえるところでもあります。

まずは、広く道民の方々にSDGsをよく知っていただき、行動につながるきっかけを提示していくことが重要と考えるところでもありますけれども、道では、団体や企業の参加によるネットワーク組織の設立を初めとした普及啓発に取り組んでいると承知しております。

道民意識調査の結果も踏まえ、ビジョンの周知や、多くの方々にSDGsを知ってもらう機会の提供など、より一層の取り組みが必要と考えますが、所見を伺います。

次に、今後のSDGsの推進についてでありますけれども、国際社会においてSDGsの取り組みが広がってきている中、北海道としても、オール北海道でSDGsの取り組みを加速していく必要があるというふうに考えるところでもあります。

SDGs推進ビジョンは、2030年を目標年として、道民、企業や団体、NPOなど、多くの主体の参画によって、本道におけるSDGsの取り組みを進めようとするものでありますが、ビジョンに掲げた優先課題や、それへの対応方向について、道はもとより、多様な主体の取り組みがどのように進められているのかを的確に把握することが欠かせないところでもあります。

道では、SDGsを推進していくに当たって、ビジョンの実効性の確保や進捗状況の把握をどのように行っていく、さらには、今後、ビジョンに沿って、SDGs推進に向けた取り組みをどのように進めていこうとしているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

次に、保育環境の充実についてであります。

国は、平成26年度以降、幼児教育の段階的な無償化に取り組み、幼稚園や保育所、認定こども

園の保育料について、生活保護世帯の子の無償化を図るとともに、第3子以降の保育料の無償化や、昨年度からは、住民税非課税世帯の第2子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大してきているところであり、6月に決定された国の骨太の方針2018では、3歳から5歳までの全ての子どもたちの認可保育所などの費用を無償化するとともに、認可外保育施設にも、上限を設けて利用料を補助することとしており、来年10月からの実施を予定しているところでもあります。

道内において、待機児童数は本年4月現在で129名となっておりますけれども、労働力不足や女性の社会参画が進んでいることから、今後、共働き世帯の一層の増加が見込まれ、保育需要も拡大していくことが予想されているところでもあります。

道では、平成31年度までを計画期間とする「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」で、待機児童数ゼロを達成するために、子育て支援の充実に向けたさまざまな施策を掲げ、取り組みを進めておりますが、今後の保育に対する潜在需要を見据え、保育の受け皿の拡充に向けた市町村との協議や保育人材の確保などを加速する必要があると考えます。

道は、今後、どのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、がん対策の推進についてでありますけれども、このたび、北海道がん対策「六位一体」協議会から道及び道議会に対して、受動喫煙、がん教育、がん治療と就労支援の両立の3点について、取り組みの推進を求める要望書の提出があったところでもあります。

要望があった事項は、がん対策を推進する上で、いずれも重要な取り組みと考えるところでもありますけれども、道では、平成24年にがん対策推進条例を制定し、道民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現を目指し、がん対策を総合的に推進しており、がん教育の推進については、「道は、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定をしているところでもあります。

がんの発生原因はさまざまであり、いまだに解明されていない部分も数多くあるところでもありますけれども、例えば、肺がんやその他の成人病に多大な影響を及ぼすことが科学的に示されている喫煙などについては、防止に向けて、どのような教育が行われているのか、また、今後、がん教育の推進にどう取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

要望書では、がん治療と就労支援の両立について、特に、中小企業における患者の雇用継続の成功例などの情報提供や周知徹底などを求めているところでもあります。

条例では、従業員ががん患者となった場合に、勤務を継続しながら治療や療養ができる雇用環境の整備に努めることを事業者の責務としているところではありますが、道では、雇用継続や復職支援のために、どのような取り組みを行っているのか。さらには、これらの支援を行っている団体、組織の状況や、その活動に対する道の支援の状況、あわせて、がん治療と就労支援の両立に向けた今後の道の取り組みについてお伺いをいたします。

国では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際的な受動喫煙防止の流れを踏まえ、健康増進法の一部を7月に改正し、望まない受動喫煙の根絶、健康への影響が

大きい子どもや患者等への配慮の徹底、施設や場所によっては禁煙措置など、より厳しい受動喫煙対策に取り組むこととしているところであります。

道議会では、受動喫煙防止を積極的に推進するために、昨年から、条例の制定に向けた検討を進め、第2回定例会では、議会の総意として、受動喫煙防止に関する決議を行ったところでありますけれども、年明けにも公布が予定されている、健康増進法の政省令を踏まえ、道として、条例制定なども含め、受動喫煙防止のための施策を加速する必要があるというふうに考えます。

道は、これまで、受動喫煙の防止にどのように取り組み、今後、どう取り組みを進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

最後に、高等学校教育の推進についてであります。現在、国では、高等学校教育と、大学入学者選抜や大学教育を一体的に改革する高大接続改革を進めており、昨年第2回定例会の予算特別委員会において、我が会派の同僚議員から、高等学校教育の改革に向けた取り組みについてお伺いをしたところ、教育長は、次期学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえるとともに、国の高大接続改革の動向を見きわめ、具体的な実施計画を策定し、新しい時代にふさわしい高校教育の実現に努めると答弁されているところであります。

道教委では、一昨年8月に、「新たな「高校教育に関する指針」」の検証結果報告書をまとめ、これを踏まえ、本年3月に、これからの高校づくりに関する指針を策定し、公立高校の配置や高校づくりの基本的な考え方を示しているところでありますけれども、高校教育や学校運営、教育環境等については、北海道教育推進計画の実施計画として示すこととし、現在、高校教育アクションプログラムの策定を進めているところであります。

高等学校におけるグローバル化の進展や生産年齢人口の急減など、大きな社会変動の中にあつて、社会で求められる資質、能力を生徒たちが身につけ、卒業後の学習、社会生活に生かせるよう、各種教育の充実に向けた取り組みや、これを進めるための学校運営の改善、教育環境等の整備など、実効性のある取り組みが求められているところでありますけれども、道教委は、高等学校教育の充実のために、どのようなプログラムを策定し、どう取り組んでいくのか、お伺いをし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）中野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、農業振興に関し、まず、異常気象などへの対応についてであります。ことしの長雨、低温、さらには台風の接近など、安定しない気候により、本道農業は大きな被害を受けたところであり、今後においても、こうした気候変動による影響が大変懸念される所であります。

道といたしましては、こうした気候の変化に対して、品種改良や栽培技術の開発、新たに発生する病害虫の防除など、中長期的な取り組みを進めていくことが重要と考えるものであり、気候変動に強い農業の確立に向け、試験研究機関や関係団体とも十分連携しながら、各作物に与える影響の分析と対策を検討するとともに、引き続き、農業改良普及センターを通じた、きめ細やか

な営農技術対策を実施してまいります。

次に、稲作経営の安定に向けた取り組みについてであります。新たな米政策のもと、本道の稲作農業が今後とも安定的に発展していくためには、需要動向に的確に対応した生産を進め、北海道米の需要と価格の安定を図っていくことが大変重要であります。

このため、道では、関係機関・団体とともに、生産の目安を設定し、需要に応じた米生産を進めるとともに、水田活用の直接支払い交付金の効果的な活用を図りながら、加工用米や輸出用米といった市場ニーズにも対応していく上から、直播などの低コストで省力的な生産技術の導入促進や新品種の開発、水田の大区画化、北海道米のブランド力の強化などを総合的に推進し、本道の稲作農業の持続的発展と経営の安定に向けて、地域と連携しながら取り組んでまいる考えであります。

次に、乳業工場における電力確保についてであります。さきの胆振東部地震に伴う停電では、多くの乳業工場が十分な非常用電源を備えておらず、酪農家からの生乳の受け入れができない事態が発生したところであります。

こうした中、国では、重要インフラ緊急点検において、乳業工場における非常用電源の有無などを点検するとともに、乳業団体に対し、生乳を継続的に受け入れられるよう、非常時の対応強化に積極的に取り組むよう要請をしているところであります。

道といたしましては、牛乳・乳製品の安定供給を図っていく上からも、工場における非常用電源の整備が進められるよう、私からも乳業メーカーに対して直接働きかけを行ったところであり、引き続き、農業団体とも連携し、国に支援を求めていくなど、生乳の生産、供給の安定に向けて力を尽くしてまいります。

次に、SDGsの推進についてであります。道民の皆様を初め、市町村、企業、団体、NPOなど、多様な主体により、幅広い分野や地域でSDGsの取り組みが活発に展開されていくためには、基本的な指針となる北海道SDGs推進ビジョンの着実な推進を図りながら、SDGsへの理解と参画を広げていくことが重要であります。

ビジョンでは、SDGsのゴールやターゲットを踏まえ、本道の目指す姿、優先課題、対応方向を掲げるとともに、取り組みの目標や成果を確認するための指標を設定することとしているところであり、道といたしましては、毎年度、その達成状況を把握するとともに、さまざまな主体との意見交換の場を設け、それぞれの具体的な取り組みを共有し、情報発信や連携協働した取り組みにつなげていくなど、ビジョンの実効性の確保に努めながら、官民が一体となったSDGsの推進に積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、保育環境の充実についてであります。道では、これまで、待機児童の解消に向け、計画的な保育所の整備を初め、保育士等に対する返還免除型の貸付事業や処遇改善などにより、保育人材の確保に取り組んでいるところであります。

こうした中、近年、女性の就業率の向上などに伴い、一層の受け皿の整備や保育人材の確保が必要なことから、道といたしましては、平成32年度までに待機児童の解消を目指すこととする国

の子育て安心プランを踏まえ、今後、市町村において、地域の保育ニーズに即した整備計画が策定されるよう、来年度に予定されている幼児教育の無償化も見据えながら、助言などを積極的に行うとともに、関係団体とも連携をしながら、保育士のさらなる処遇改善につながるキャリアアップ研修の受講環境の充実を図るなどして、道内における待機児童の解消に全力で取り組んでまいります。

最後に、受動喫煙防止対策についてであります。道民のがんの予防はもとより、健康増進や、誰もが快適に過ごす環境をつくるためにも、望まない受動喫煙を防止することは大変重要と考えるものであります。

道では、これまで、がん対策推進計画などに基づき、健康への影響や効果的な対策などの普及啓発、分煙表示の促進など、受動喫煙防止対策を推進してきたところであります。

そうした中、本年7月には健康増進法が改正され、その対策が強化されるとともに、道議会におかれても、受動喫煙ゼロの実現を目指す決議が行われたところであります。

私といたしましては、こうした経過を踏まえ、本道の実情に応じた受動喫煙防止の取り組みを道民が一丸となって推進をしていくため、さまざまな方々から広く御意見をお聞きするなどして、条例制定に向けた検討を進めてまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）最初に、農作物の生育状況などについてでございますが、本年は、春先の農作業は比較的順調に進んだものの、6月以降の長雨、低温、さらには台風などにより、水稲では穂数が少なく、牧草では一番草などの適期収穫が行えなかったなど、作物の生育、収穫に大きな影響が生じ、水稲を初め、総じて収量及び品質が平年を下回る状況となりました。

道では、これまで、気象情報をもとに、生育状況に応じた営農技術対策を作成し、それらを踏まえ、関係機関などとも連携しながら、農業改良普及センターによる、圃場条件等を踏まえた防除や飼料の収穫・調製技術など、きめ細かな技術指導を行い、営農全般にわたり、影響を少しでも軽減できるよう取り組んできたところでございます。

次に、米政策に関し、生産の目安についてでございますが、国による生産数量目標の配分が廃止されるなど、新たな米政策の転換に対応して、本道では、独自の生産の目安を設定し、関係機関・団体とも連携しながら取り組んだことにより、ほぼ目安に沿った作付が行われたところであり、需要に応じた米生産を進めていく上での重要な指標となったものと受けとめているところでございます。

平成31年産米の生産に向けては、引き続き、需要に応じた生産の参考となるよう、産地の作付意向や、農業団体、集荷団体の販売計画、先般公表されました国の需給見通しなどを踏まえ、関係機関・団体と議論を重ねながら、全道及び地域ごとの生産の目安を設定してまいる考えであります。

最後に、酪農家における電力の安定確保についてでございますが、胆振東部地震の際、酪農家では、停電時における電源が確保できなかったことにより、生産に大きな影響が生じたことから、道では、発電機の導入促進とあわせ、配電盤整備に対する支援を行うこととしております。

さらには、そうした設備が有効に活用されるためには、酪農家において、日ごろより、自家発電機の試運転などの事前準備と燃料などの確保が重要となるため、道といたしましては、非常時に備えた酪農危機管理対策マニュアルを作成しているところであり、それを活用した現地研修会の開催にも取り組みながら、災害に強い酪農の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）SDGsの普及についてでございますが、道が今年度実施した道民意識調査では、SDGsに関する認知度が10%程度となっており、特に、世代別では、若年層ほど低い傾向が示されるなど、より一層の普及啓発の取り組みが必要と考えているところでございます。

道では、こうした現状も踏まえ、このたび取りまとめた、北海道SDGs推進ビジョンの案では、道民の皆様を初め、市町村や企業団体、NPOなど、多様な主体の方々にSDGsを理解していただき、具体的な活動につながるよう、SDGsの理念や意義、参考となる取り組み事例等をできるだけわかりやすく紹介するなど、内容の充実に努めたところでございます。

道といたしましては、今後、このビジョンを、市町村、関係機関・団体、学校等に配付するほか、説明会やシンポジウムの開催、さらには、学生向けの出前講座の実施、SNSを活用した情報発信など、さまざまな手法や機会を活用して、SDGsの普及に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）がん対策に関し、まず、がん教育についてでございますが、児童生徒が、教育を通じて、みずからの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切でございます。

道では、保健所や、がん診療連携拠点病院の医師等が小中学校へ出向き、喫煙防止、がんをテーマに事業を行う出前講座を実施しているところでございます。

道といたしましては、今後も、拠点病院等と連携して出前講座を実施するとともに、平成32年度以降、順次実施されます小・中・高等学校の新学習指導要領において、がんに関する内容の充実が図られましたことに伴い、全ての学校でがん教育が効果的に実施されるよう、道教委等と連携し、がん教育を実施している学校の事例などの周知や、教員、外部講師向けの研修を行うなどいたしまして、がん教育の充実に取り組んでまいります。

次に、がん患者の就労支援についてでございますが、道では、企業等を対象に、がんに関する研修会を開催するとともに、がん患者等に対する就労支援などに取り組む北海道がん対策サポー

ト企業として、現在、65の企業、団体に登録いただくなどして、がん患者の職場復帰や仕事と治療の両立支援の促進に取り組んできたところでございます。

また、がん相談支援センターで、就労に関する相談支援を実施しております拠点病院等やハローワークと連携して、相談支援体制の維持向上にも努めてきたところでございます。

道といたしましては、がん患者や企業の就労支援に関する実態調査を本年度行っているところでございまして、その結果を踏まえ、がん患者が働き続けられるよう、がん対策推進委員会などの御意見を伺いながら、効果的な施策を検討し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）中野議員の御質問にお答えいたします。

高校教育の推進についてであります。道教委では、本年3月に策定した北海道教育推進計画において、社会に開かれた教育課程の編成、実施や、主体的、対話的で深い学びを実現する授業改善の推進など、高校教育に関する施策の方向性を示しており、これらの施策を着実に推進する具体的な実施計画として、現在、アクションプログラムの策定に取り組んでいるところであります。

本プログラムにおいては、本年3月に公示された新しい高等学校学習指導要領を踏まえ、国の高大接続改革の動向も注視しつつ、生徒がこれからの時代に求められる資質、能力の育成や、キャリア教育の充実、学校運営の改善、教育環境の整備などについて、2022年度までの取り組みを具体的に示していくこととしており、今後は、道議会はもとより、関係団体から御意見をいただくなどして、年度内に策定し、本プログラムに基づく施策を着実に実施して、新しい時代にふさわしい高校教育の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 中野秀敏君の質問は終了いたしました。

三井あき子さん。

○83番三井あき子君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず、ジェンダー平等参画推進についてです。

道では、男女平等参画社会の実現を目指して、平成13年に北海道男女平等参画推進条例を制定し、また、今年度からの10年間の第3次北海道男女平等参画基本計画も策定したところであります。

旭川市においても、条例の制定や、基本計画を策定しています。さまざまな取り組みをしておりますが、その成果について、道の推進状況と幾つか比べてみたいと思います。

道の本庁課長級以上の職に占める女性の割合は6.3%であり、旭川市の管理職における女性の割合は10.8%となっているほか、男性職員の育児休業取得率については、道が2.7%であるのに対し、旭川市では4.8%となっています。

道の計画においては、男女平等参画社会の実現に向けた意識の変革、男女がともに活躍できる

環境づくり、安心して暮らせる社会の実現という三つの課題、目標を掲げていますが、これまでの取り組みの成果はどうなっているのか、現状を伺うとともに、その現状をどのように認識しているのか、所見を伺います。

本道の男女平等参画を実現していくためには、地域住民に身近な市町村の取り組みが重要です。

しかしながら、市町村における男女共同参画計画の策定状況を見ますと、全国では策定率が7割を超えています。北海道はというと、3割程度、56の市町村しか策定していません。

これまでも我が会派から質問してきており、第2回定例会においても伺ったところでありますけれども、道内の市町村での策定が進んでいない理由は何か、これまでの道の取り組みが不十分ではなかったのか、道はこの現状をどう認識しているのか、また、市町村での策定が進むよう、今後、どのように具体的に取り組んでいくつもりなのか、所見を伺います。

道の男女平等参画基本計画は、持続可能な開発目標であるSDGsの達成に資する基本計画として位置づけられています。

このたび、道では、北海道SDGs推進ビジョン案を示したところでありますが、その中で、男女平等参画の実現に向けた取り組みはどのような位置づけとなっているのか。

また、男女平等参画基本計画では、成果を検証する際に用いる項目として、25項目の目標値を設定していますが、SDGsのビジョンでは、わずか3項目の設定しかされていません。SDGsの推進ビジョンとの整合性はどのようになっているのか、目標値の項目の位置づけを含め、所見を伺います。

本計画の推進に当たり、関連する施策を総合的に推進していく必要があると考えますが、道においては、知事部局、教育委員会、警察本部で構成されます男女平等参画推進連絡会議を設置し、施策の推進に向けた検討や情報共有を行っています。

道は、本年3月の計画策定から、これまで、連絡会議において具体的に何を検討してきたのか、実質的に検討を行える機能を果たしているのか、その取り組み状況を伺うとともに、体制のさらなる強化を図るべきだと考えますが、所見を伺います。

また、今後、本計画のサブタイトルにあるとおり、全ての人が個性と能力を発揮できる社会を目指して、文科省や道教委も、性的少数者に配慮した通知文を出しています。

金融機関では性別をあらゆる欄を削除している、こういった時代に対応するためにも、向こう10年間のこの計画を見越して、「男女平等」というタイトルを「ジェンダー平等」に変更することも含め、道としてどのように取り組んでいくのか、その決意を伺います。

ただいままで男女平等参画とSDGsに関する質問をしてまいりましたが、次に、国連で制定されました持続可能な公共調達の公契約について伺ってまいります。

公共工事のウエートが大きい北海道において、工事の発注、また、病院の医療事務や警備、物品等の役務委託の際、賃金の問題、労働条件、深刻化している人手不足、道外への人材流出の改善が求められています。また、災害や耐震、老朽化の状況、働き方に鑑みれば、これらは喫緊の

課題です。

公契約については、自治体の責任として、公共サービスの質の向上が一般市民への貢献となります。

まず、全国の自治体における公契約条例の制定状況を伺います。

また、道は、平成20年に、道内の市町村における公契約条例制定の検討の状況調査を詳細に行いました。議会議論や意見書の提出状況、また、労働組合等からの要請の有無も含めて調査されて、アンケートをとられています。

そして、2回目の調査がことしで、先月行われました。1回目から10年たちましたが、条例の制定に関する状況の調査を行っています。追跡調査となるわけです。

条例の調査を行うということは、道の目的があったはずですよ。お答えください。それぞれの調査結果の評価についても伺います。

また、公益財団法人北海道地方自治研究所等は、道内の全35市のことし3月現在の状況について調査を行い、その結果、10年間で、公契約に関する基本指針を策定したのは、北見、苫小牧、名寄、士別の4市で、札幌市では検討中ということでありまして、美唄もそうであります。

札幌市は、工事請負契約に関する基本方針を財政局で決裁しました。加えてですが、函館市は、道庁及び他都市の状況で検討、江別市は、今後の状況で検討、北広島市は、情報収集や調査研究を行っているとの答えでした。

市町村は、社会情勢等に鑑み、道などの動向を注視しています。見解を伺います。

女性活躍推進法ができ、法律を踏まえて、道のなでしこ応援企業認定制度が創設され、あったかファミリー応援企業として450社が登録されたと自負されています。

道内企業の99.9%が中小企業です。何社あるとお思いでしょうか。そのような中で、なでしこやら、あったかファミリーという、耳ざわりのいい言葉ばかりで、入札の加点のほうはといえば、相変わらず少ないのです。

そこで、建設産業について聞いてまいります。

北海道働き方改革推進方策や北海道建設産業支援プランを踏まえて、積極的に働き方改革に取り組まれるよう、まず、地域資材や地域企業の選定で地元の経済の発展を促し、労働時間の短縮、適正化や、仕事と家庭の両立、通年雇用等の労働環境、高齢者や障がい者、女性の就業支援等、多様な雇用として地域の守り手や担い手の育成等々、評価項目の強化をし、総合評価落札方式の項目として設けるべきと考えますが、見解を伺います。

労働環境の改善、多様な雇用への貢献などの項目、担い手の育成確保や地域の守り手の確保などは、北海道SDGs推進ビジョン、また、北海道SDGs未来都市計画案に取り込む方針です。

まずは、総合評価落札方式の充実を図り、公契約をどう進めていくべきと考えているのか、認識と今後の取り組みを伺います。

次に、働き方改革についてです。

道は、働き方改革の方向性を示すものとして、平成29年に北海道働き方改革推進方策を策定しました。また、その前年度には、ほっかいどう働き方改革支援センターを立ち上げて、その取り組みの中で働き方改革プランを作成しました。

働き方改革支援センターは、平成28年度から本年度までの設置で、残すところ4カ月です。

働き方改革の取り組みの効果に関する認識と、それを踏まえ、今後の推進でどのように北海道の隅々まで働き方が改善されていくのか、その状況を伺います。

各振興局ごとに年に1回開催されています地域雇用ネットワーク会議は、片道で3時間ほどかけて参加しても、施策の報告や説明といった状況が多々見られます。充実を図っていくことが課題であります。

地域雇用ネットワーク会議が、働き方改革支援センターの機能の継承にとどまらず、国が公表する雇用情勢を分析するだけでなく、振興局ごとに産業構造の違いがあるわけですから、企業や産業の状況、雇用・就業構造をあわせて把握して、それに基づく地域独自の雇用対策事業を展開すべきと考えますが、その見解と、今後、どう取り組んでいくのか、伺います。

そして、地域雇用ネットワーク会議の役割や体制を強化した上で、地域における雇用創出の取り組みを推進するとともに、雇用創出基本計画の展開に生かすべきであります。

その見解、並びに、今後、どう展開を図っていくのか、伺います。

北海道の企業は、99.9%が中小企業なのです。だからこそ、喫緊の課題である、福祉、介護、建設や運輸の分野などの働き方改革の推進にどう取り組んで、労働条件の改善を図るために、職場定着支援助成制度など各種支援制度のさらなる利用促進を図っていくのか、お答えください。

全国に先駆けて北海道男女平等参画推進条例が制定されて27年、また、障がい者条例は9年が経過しています。

こうした中で、高齢者、障がい者、LGBTなど、多様な方々の働き方はどのように改革されているのか、また、高等養護学校などの卒業生を雇用にどう結びつけたのか、それぞれの認識と、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、働き方改革で、あってはならないハラスメントの根絶についての取り組みと成果を伺います。

知事は、働き方改革に道庁が一丸となって取り組んでいくと、これまで答弁し続けていますが、その成果をどのように評価されているのか、お答えください。

次は、博物館におけるアイヌ文化等についてであります。博物館の現況及び課題として、全国で指摘されているのが、学芸員が減少している、来館者が減少している、また、市町村合併によって文化予算が減少している、加えて、合併に伴う交通網の転換などあります。

まず、教育長に伺います。

道内における博物館の施設の現状と推移、また、学芸員の人数の現状と推移をお答えください。

知事からは、道における博物館予算を含めた文化予算の現状と推移をお示しください。

博物館法の設置要件でいうと、国立博物館は登録施設ではないので、法律上は博物館ではないということになり、奇妙な話であります。

また、北海道では、北海道博物館は、法的には博物館でない施設ですので、学芸員は設置しなくてもよいのですが、敷地内の開拓の村は、法的には博物館で、職員対応という区別であります。

その他の、道立、市町村立、さらに民間の博物館、動物園、文学館、美術館などは登録博物館で、多くが教育委員会所管です。

また、博物館の類似施設という区分でいうと、道立の科学館であるオホーツク流氷科学センターや原子力環境センターも一種の博物館です。

これら、さまざまな形態と分野の博物館は、官民により、道内各地で魅力ある取り組みをし、社会教育に多大な意義を果たしていますが、道内の博物館の現状と課題の認識を教育長に伺います。

道では、環境生活部に文化振興課や北海道博物館があり、道教委に文化財・博物館課があります。また、北方民族博物館は道教委の所管で、アイヌ民族文化研究センターが入っている北海道博物館は環境生活部の所管です。オホーツク流氷科学センターもそうであります。

それぞれの所管で、役割分担上、どのように連携協力し、取り組みを進めているのか。

また、国、道、市町村を初め、団体などが設置している博物館も多くある中で、設置者の違いによらず、博物館がそれぞれの役割や特徴を生かしながら、相互のネットワークをさらに強化していくべきと考えますが、あわせて教育長に見解を伺います。

では、知事に伺いますが、聞いておりますでしょうか。

北海道150年を迎えて、今まさに、民族共生象徴空間や、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想については、北海道の歴史をしっかりと踏まえた上で、アイヌ民族を先住民族として認める法律の来年の制定を含めて、北海道の隅々にまで、また、全国に、アイヌの方々への敬愛の精神の政策を深めるべきであります。見解を伺います。

その状況を踏まえての推進方策についてですが、私が、北方領土対策特別委員会で、北方領土でホームビジットをした際、博物館の視察で、多くのアイヌ民族の資料に誇りを持った説明を受け、行政も含めての意見交換を行いました。

今こそ、お互いに調査研究を深め、文化、教育を振興すべきであり、あわせて、道内各地の官民の郷土博物館や資料館、図書館などの施設、文化財保存団体、研究者、団体、教育機関等々はもちろんのこと、全国にあっても連携は必要不可欠で、北海道の役割、任務はとても重要です。見解を伺います。

さらに、アイヌの方々や文化財は全道各地に所在していますが、行政の長い歴史の反省点から、伝承者の減少が極めて顕著であり、その対策は、文化財の保存状況からしても急務です。

地道に地域で文化遺産を守っていただいているアイヌ民族への協働支援をどう進めていくのか、示してください。

北海道のトップリーダーが北海道の歴史をつないでいく責任として、来年のアイヌ新法へ向けての手腕が試されており、現在の取り組み姿勢は、来年の知事の評価としてあらわれるわけです。

アイヌ民族への尊厳について未来の北海道を見据えている知事の所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）三井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、市町村の男女共同参画計画についてであります。男女がともに地域を支えていく社会を実現するためには、住民に身近な市町村が男女共同参画計画を策定し、地域の実情に応じた取り組みを進めることが重要であり、道といたしましては、これまで、市町村に対し、計画策定マニュアルや計画例をお示しするほか、説明会の開催や、担当職員が赴くなどして、計画策定の促進に努めてきているところであります。法令で努力義務となっていることなどもあり、策定が進んでいない状況にあります。

こうした中で、策定促進に向け、さらなる取り組みが必要であると考えております。

今後は、各振興局管内の町村会の協力も得ながら、本年3月に策定をした、道の第3次男女平等参画基本計画の周知とあわせて、計画の必要性や意義を認識していただくための働きかけを行うなど、市町村の計画の策定に向け、継続的に取り組みを進めてまいります。

次に、男女平等参画の推進についてであります。家庭や職場、地域など、社会のあらゆる分野において、社会的、文化的に形成された性別の考え方にとられることなく、多様な価値観が認められ、人権が尊重される社会を実現するためには、性的マイノリティーの方々を初め、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らすことができる環境を整備していくことが重要であります。

このため、第3次男女平等参画基本計画においては、みんなが安心して暮らせる環境の整備を施策の基本方向に位置づけ、LGBTを理由とする偏見や差別を解消するための啓発活動等に取り組むこととしているところであり、今後とも、関係機関との連携を図り、ジェンダー平等の視点も踏まえながら、さまざまな方々の人権が尊重される社会の実現に向け、計画の着実な推進に努めてまいります。

次に、公契約条例についてであります。道では、賃金などの労働条件は、公契約においても、法定労働条件の範囲内で、個々の労使当事者間で自主的に決められるべきものと考えております。労働契約の内容を直接規制する条例の制定は、受注企業の経営への影響も懸念されるところであります。

道といたしましては、適正な労働条件が確保されることは、働く方々の生活の安定を図る上でも重要であると考えております。今後とも、受注者に対する文書による要請などにより、適正な賃金の支払いや社会保険等への加入の徹底など、労働条件の確保に努めるとともに、北海道働き方改革推進方策に基づき、就業環境の改善を初めとした働き方改革の取り組みを進めてまいり

ます。

次に、働き方改革に関し、まず、雇用対策の推進についてであります。道では、各振興局において、行政、経済団体、労働団体、教育機関で構成される地域雇用ネットワーク会議を設置し、地域の雇用情勢や産業動向の把握、働き方改革、雇用創出に向けた取り組みの情報交換を行うとともに、「じもと×しごと発見フェア」や地元就職面接会といった、若者の就職、職場定着に向けた取り組みなどを実施しているところであります。

今後とも、雇用創出基本計画に基づき、地域の雇用を取り巻く諸課題の解決に向け、振興局と地域の関係機関が連携を密にし、それぞれの地域の状況に応じた、良質で安定的な雇用の場づくりや就業の促進、働き方改革に向けた取り組みなど、雇用対策を推進してまいる考えであります。

次に、働き方改革の成果についてであります。道では、働き方改革推進方策に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現と、人手不足の解消に向けた取り組みを行っているところであり、こうした中、若者の就業率や障がい者の実雇用率などについては、推進方策に掲げた目標に達しているところであります。

一方、人口減少による人手不足の一層の深刻化や、中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況の中、年間総労働時間の短縮や年次有給休暇の取得率については、目標には達しておらず、なお一層の取り組みが必要であると認識をいたします。

道といたしましては、今後とも、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の三つの柱に基づき、各般の施策を全庁が一体となって展開し、本道における働き方改革の取り組みを着実に進めてまいる所存であります。

最後に、アイヌ文化の伝承についてであります。国の先住民族政策の柱であるアイヌ文化の復興に向けて、人材育成は、民族共生象徴空間の大切な機能の一つでもあり、文化伝承を支える人材の確保は重要と認識いたします。

このため、道では、これまでも、アイヌ民族文化財団を通じ、地域の博物館等における資料展示への助成のほか、アイヌ語指導者を初め、木彫り、刺しゅう、口承文芸、儀式、儀礼に関する伝承者の育成を図るとともに、文化の向上や発展に貢献された方々を表彰するなど、アイヌ文化の振興に努めてきているところであります。

今後とも、道内の各地域におけるアイヌ文化伝承の担い手となる人材の育成を進めるとともに、官民応援ネットワークに参画する企業、団体との取り組みを強化しながら、自然を敬い、共生するという、アイヌの人たちが受け継いできた文化の振興を図り、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け、積極的な取り組みを進めてまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）初めに、ジェンダー平等参画推進に関し、男女平等参画の現

状についてであります。道におきましては、男女平等参画基本計画を策定して以降、市町村、民間企業を初め、関係機関・団体と連携し、男女平等参画に向けた機運の醸成や、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取り組みを進めてきたところであり、男女の固定的な性別役割分担意識の変化や、全道各地で女性活躍に向けた機運が広がるなど、一定の成果があらわれてきているものと受けとめているところであります。

しかしながら、女性の就業率が全国平均に至っていないことや、道の審議会における女性登用率の目標達成におくれが見られることから、引き続き、機運の醸成や男女がともに活躍できる環境づくりを進めるなど、男女平等参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、北海道SDGs推進ビジョンでの位置づけについてであります。SDGs推進ビジョン案で設定されている五つの優先課題のうち、未来を担う人づくりにおける対応方向の中で、男女平等参画、女性が活躍できる社会づくりの推進を位置づけているところであります。

また、推進ビジョンでは、施策の推進状況を確認する上で参考となる指標として、61項目を設定しており、そのうち、男女平等参画にかかわる指標については、第3次基本計画における25の指標項目の中から、計画で示している男女平等参画の実現に向けた意識の改革、男女がともに活躍できる環境づくり、安心して暮らせる社会の実現の三つの目標に沿った主な指標といたしまして、育児休業取得率、女性の就業率、配偶者等からの暴力、いわゆるDVの周知度の3項目を設定したものであります。

次に、男女平等参画基本計画の推進体制についてであります。計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、本年3月の第3次基本計画の策定にあわせて、知事部局、道教委、道警本部で構成する男女平等参画推進連絡会議を設置したところであり、今年度におきましては、基本計画に位置づけた、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に関し、具体的な施策を推進するため、第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の策定に向け、検討を行っているところであります。

道といたしましては、今後とも、連絡会議を活用し、関係機関相互の情報共有や施策の進行管理を行うことはもとより、施策の充実に向けた検討を行い、具体的な取り組みに反映させるなど、一層の連携強化を図りながら、基本計画に基づく施策の推進に努めてまいります。

次に、博物館におけるアイヌ文化等に関し、道の文化関係予算についてであります。知事部局及び教育庁における博物館の運営費を初め、芸術文化振興や文化財の保護等の経費については、近年は25億円程度で推移しているところであります。

なお、ここ数年は、開拓の村などの施設のインバウンド対応改修工事や、民族共生象徴空間の開設に向けた事業等により増加しており、引き続き、国の補助制度の活用など、必要な予算の確保に努めてまいります。

最後に、海外の博物館を含めた連携についてであります。本道における中核的博物館であります北海道博物館は、市町村立の博物館だけでなく、民間の資料館などとも連携を図っているところであり、学芸員の研さんのために、東京の国立科学博物館などと連携した研修会を道内の複

数箇所で開催するほか、アイヌ文化を専門とする学芸員を道内各地に派遣し、調査研究や展示等への協力を行っているところであります。

また、ロシアのサハリン州や北方四島における、アイヌ民族を含む北方民族に関する共同調査など、学術的国際交流も進めているほか、国立アイヌ民族博物館の2020年の開設に向けて、アイヌ文化関係の博物館ネットワークづくりに取り組んでいるところであります。

道といたしましては、引き続き、北海道博物館を中核に、道内外の博物館等と連携しながら、アイヌ文化の継承と理解の促進に貢献できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、公契約条例の制定状況等についてであります。いわゆる公契約条例とは、一般に、当事者の少なくとも一方が公の機関となる公契約に関し、適正な労働条件の確保などについて定める条例であり、都府県については、本年5月時点で、奈良県、岐阜県、岩手県、愛知県及び沖縄県の5県で制定されているところであります。

また、道外の市町村の状況については把握をしておりますが、道内の市町村につきましては、他県が行っている調査への回答に際し、公契約条例の制定状況等について把握する必要があったことから、今回、調査を行ったところであります。

その結果、平成20年にはなかった、公契約条例が制定された自治体が1市となり、条例を制定することは決定していないが、その案などについて検討作業を進めているのが3自治体で、175の自治体では、条例制定に係る検討はしていないとの回答であり、現在、道内の市町村の間では、活発な検討の動きは見られないところであります。

次に、公契約における労働条件の確保についてであります。道では、適正な労働条件の確保などに向け、総合評価落札方式を活用し、建設工事の契約におきましては、担い手の育成確保として、新規採用や従業員の通年雇用といった、労働環境の改善の取り組みを勘案するとともに、障がい者の就労支援に係る清掃、警備といった契約におきましては、障がい者雇用率などを勘案するなどして、落札者を決定しているところであります。

今後とも、総合評価落札方式を効果的に活用するなどにより、公契約における適正な労働条件の確保や、誰もが安心して働くことができる環境の整備に努めてまいります。

次に、働き方改革の取り組みについてであります。道では、働き方改革支援センターにおきまして、業務改善や就業環境の改善など、これまで350件を超える企業からの相談に対応するとともに、人手不足が深刻な業種について、働き方改革として取り組むべき具体の項目や標準的な手段を示した改革プランを策定し、その普及を行うことにより、本道における働き方改革に向けた意識醸成と取り組み促進に寄与してきたと認識をいたしております。

人手不足が一層深刻化する中、本道における働き方改革をさらに進めていくためには、身近なところで働き方改革について相談できる体制を整備することが重要と考えており、今後、改革プランや、支援センターに蓄積された相談事例などを、地域雇用ネットワーク会議などを通じて企

業に普及するとともに、産業支援機関や国の関係機関、商工関係団体などとの連携により、効果的な相談対応を行うなど、地域において働き方改革の取り組みが進むよう努めてまいります。

次に、分野別の取り組みなどについてであります。道では、働き方改革推進方策において、福祉や建設業、運輸業など、人手不足が深刻化している業種ごとに、現状、課題、取り組みの方向性を整理し、各分野の働き方改革の取り組みを進めているところであります。

また、働き方改革支援センターでは、国の制度も含めた、働き方改革の取り組みに対する各種支援施策について、相談対応などを通じて紹介を行っているところであり、これに加え、本年度は、国や道などの働き方改革に係る支援施策の情報を一元化して、わかりやすく提供するため、ほっかいどう働き方改革支援ハンドブックを新たに作成し、ホームページやセミナーなどを通じて周知を行っているところであります。

今後とも、国と連携しながら、各種支援施策の効果的な活用を通じて、企業における働き方改革の取り組みを促進してまいります。

次に、多様な人材の活躍についてであります。道では、働き方改革推進方策において、多様な人材の活躍を柱の一つに掲げ、女性や高齢者、障がい者、若者、LGBTなど、多様な方々に対し、ジョブカフェ北海道などにおけるカウンセリング等を行うとともに、企業向けに特別支援学校の見学会を開催し、特別支援学校の生徒の就職支援などにも取り組んでいるところであります。

こうした中、女性、高齢者等の就業率や障がい者の実雇用率は向上しつつありますが、さらに、多様な人材が活躍していけるよう、働き方改革推進方策に基づく各般の施策を推進してまいります。

最後に、ハラスメント対策についてであります。パワハラ、セクハラなど、職場におけるハラスメントについては、犯罪行為ともなりかねない、人権を侵害する行為であると認識しております。

このため、道では、ハラスメントのない快適な就業環境の構築を図る観点から、働き方改革支援センターにおきまして、事業主からの相談に対応するとともに、セクハラについて、雇用管理上、講ずべき措置を定めた国のセクハラ指針を紹介するなどしているところであります。

また、パワハラやセクハラへの対応も含め、労働関係法令の基礎的な知識を習得できるガイドブックの配付や、国と連携し、ハラスメントの撲滅に向けたセミナーを開催してきたところであり、引き続き、関係法令の普及啓発や職場内でのハラスメント防止に向けた取り組みの促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長岡田恭一君。

○建設部長岡田恭一君（登壇）公契約に関し、建設工事における働き方改革の推進についてであります。道が発注する建設工事の総合評価落札方式におきましては、担い手の育成確保、多様な雇用への貢献として、仕事と家庭の両立支援や障がい者就労支援を評価の対象としてきたとこ

るであります。

また、競争入札参加資格審査におきましては、これまでも、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍支援、障がい者就労支援を加点評価してきたほか、来年度から、高年齢継続雇用対策を追加することとしたところであります。

道といたしましては、今後とも、総合評価落札方式の効果的な活用について検討してまいりますほか、国や建設業団体、商工団体などで構成する北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会での御議論も踏まえながら、北海道建設産業支援プラン2018に沿って、働き方改革の取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部アイヌ政策監長橋聡君。

○環境生活部アイヌ政策監長橋聡君（登壇）アイヌ文化の振興についてでございますが、アイヌ文化の復興等のナショナルセンターとして、民族共生象徴空間が整備されるとともに、先住民族政策の根拠となる新たな法律の制定に向けた検討が進められているところでございます。

このような中、道では、象徴空間の開設に向けて、国内外から多くの皆様に、アイヌの歴史、文化に触れ、関心や理解を深めていただくため、さまざまなアイヌ文化イベント、海外におけるプロモーションなど、アイヌ文化の発信の強化に取り組んでいるところであり、今後とも、関係団体や市町村などとも連携して、アイヌ文化の発信を積極的に進め、先住民族であるアイヌの人たちの歴史や文化に対する国民の理解の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）三井議員の御質問にお答えいたします。

まず、道内の博物館の状況についてであります。文部科学省が実施している平成27年度の調査では、博物館法第12条に基づく登録博物館が44館、同法第29条に基づく博物館相当施設が19館、このほか、法の適用は受けませんが、同種の事業を行う博物館類似施設が272館で、合計335館の博物館があり、設置者別では、道立が12館、市町村立が277館、民間、団体等によるものが46館となっております。

10年前と比較いたしますと、全体で20館増加しており、民間、団体等が設置する施設が4館減っているのに対し、市町村立の施設が24館増加しているところであります。

また、博物館に勤務する学芸員数については、平成27年度において、その10年前から44人増加し、合計339人で、1館当たりいたしますと1.01人であり、登録博物館が3.11人、博物館相当施設が1.89人、博物館類似施設が0.61人となっております。

次に、博物館の課題などについてであります。道内には、公立、私立を合わせて300を超える博物館が設置されておりますが、その設置目的や事業内容などに違いがあり、一概には言えないものの、施設設備の老朽化や娯楽の多様化による入館者数の伸び悩みなど、さまざまな課題もあるものと考えております。

一方で、それぞれの博物館においては、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学など、それぞれの持ち味を生かした収集資料の展示、魅力あるイベントの工夫により、青少年の体験活動や地域住民の生涯学習の充実のための取り組みが行われるなど、本道の教育、文化の振興に寄与しているものと認識をしております。

最後に、博物館相互の連携についてであります。道教委では、本道における教育や学術、文化の発展に寄与することを目的に、近代美術館を初めとする美術館、文学館など、博物館法に定める登録博物館を所管する一方、知事部局では、道民の教養の向上や文化の発展に寄与するため、北海道博物館などを所管しており、それぞれの施設が、資料の収集保存、調査研究、展覧会などの事業を行っております。

本道の文化振興を推進するためには、それぞれの施設の連携が重要であると認識をしております。道教委では、今年度から、道内の公立、私立の70の美術館の参画を得て、コレクションを相互に紹介する展覧会や、協働して効果的なPR活動などを行うアートギャラリー北海道の取り組みを進めております。

今後、こうした美術館のネットワークはもとより、知事部局や関係機関等との協力のもと、多様な文化施設との連携を充実させ、鑑賞機会の提供を初め、文化活動を担う人材の育成や、道内各地の文化の魅力の内外への発信などを通じ、本道の教育の充実や文化の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 三井あき子さん。

○83番三井あき子君（登壇・拍手）ただいま御答弁をいただきましたけれども、まず、公契約と働き方について述べさせていただきたいと思っております。

公契約条例については、さまざまに調査を行ったということで、他の都府県では五つという答弁をされましたけれども、公共調達条例を含めて七つなのですね。理念条例も二つあるのです。なぜ、そういったものも認識として含めないのか。働くといった意味で、他府県に失礼だというふうには私は考えております。

また、道外の自治体の調査は行っていないということではありますが、38個です。

そして、総合評価落札方式については、いろいろ取り組んでいるところのことは答弁されました。でも、道の公契約では、総合評価落札方式をとっていないところもあるわけです。それが御答弁されていない、それがわからないということでもありますので、さらに調査すべきではないでしょうか。道の公契約でありますので、しっかりしたものが明示されなければならないというふうに思っております。

七つの県の公契約などに関する条例については、古いものじゃなくて、平成26年、平成27年、平成28年の3カ年で二つずつふえているのです。道も他県を調べたらよろしいのです。いつも調べられるほうばかりですから、調べたらいかがかなというふうに思います。

それらのことを含めれば、万全の契約をしているとは言いきれないのではないかと考えます。

契約を結ぶということは、働き方にも大きくかわり、また、地域経済にも寄与する問題であります。内規の指針とか、そういったものでも前進していくべきだというふうに思います。その充実を図っていくべきと指摘させていただきたいと思います。

北海道博物館については、今ちょうど、指定管理者の募集を行っている途中だということですが、その総合評価落札方式の項目を見ますと——アイヌの方など、さまざまな方と連携しなきゃいけないとお答えになっているのですから、そういったものが十分に組み込まれた指定をされる必要がありますので、もうちょっと検討すべきだというふうに思います。

それでは、再質問でありますけれども、まず、文化についてであります。

文化とは、心を豊かにするものであって、いいものはいい、悪いものは悪い、正しいものは正しい、正しくないものは正しくないと言える気持ちを持てる、それが心の豊かさにつながるというふうに思っております。

今、報道を見ましても、悲しい事件などがありますけれども、そういったものを少しでもなくしていくためには、多くの国民の中に心の豊かさが膨らんでいくことが大切であると考えます。

文化とは、社会情勢を含めて、大きな意義を果たすものと私は認識しております。

文化、芸術は、地域に根差していて、少人数でも、グループでも、さまざまな活動をしている方々がいらっしゃいます。そういった方の充実を図っていくことが、そのまちの存在意識を高め、人材の育成になるというふうに考えております。

アイヌの方々の団体などとの連携ということもありますけれども、世界の方々もそうですし、文化という面では、大きく連携しなければならない、そういった面が必要だと私は思います。

私の考えとは違う考え方もいらっしゃいますけれども、ある大臣をやった方は同じ意見であります。文化予算については、行政にとって、1%でも多く確保しなければならないと。社会情勢が変わっても、あえてそこは予算づけをするということが大切だと私は思います。なおざりにされる文化ではなく、私たちに寄り添った、笑顔になる文化を育てていただきたいというふうに思っております。

今までは、文化的行政と呼ばれておりました。箱物文化ということで、施設を建てたり普及していくということがありましたが、今は、行政の文化化と言われます。行政の全ての所管の中で文化を根づかせていくことが必要だというふうに思います。

文化的まちづくりとかと言いますけれども、例えば、たばこのポイ捨てなどがあつたりしますが、心の豊かさや、心に文化が宿っていれば、1人でも2人でも減っていく問題であると考えております。

そういったことから、今の行政は、文化的な行政ではなく、行政の文化化を進めていくべきと考えております。（発言する者あり）

そういった中で、知事にとって文化とは何か、その考え方を示していただきたいと思います。

次に、ジェンダー平等という項目についてでありますけれども、北海道男女平等参画推進条例というふうに「平等」が入ったものは、東京都と北海道しかありません。国の法律にはありませ

ん。市町村でもなかなかありません。とても意義深いものが北海道に根づいているということであります。

しかし、先ほどの答弁では、男女共同参画とか、さまざまな市町村の計画がありますけれども、道内では3割しか策定されていないということで、道の努力がまだまだ足りないと思っております。とても残念であります。

そこで伺います。

高橋知事は、知事になる前、北海道経済産業局長も務めました。そして、今は、北海道知事というトップリーダーであります。その中において、働くことと、家庭のことや社会のことを両立していく上で課題を示していただきたいし、参考にしたい部分があるのですけれども、それを実践された政策がなかなか見えてこないのです。

ぜひとも、知事の経験、実践を生かし、ほかの人は、北海道経済産業局長も知事も経験したことがありますので、経験した高橋知事に、どういう苦勞をし、克服して両立してきたか、それをどう政策に入れたかということについて、知事みずからの思いをお答えいただきたいと思えます。

これは、高橋知事のこれまでの生き方というものがあらわれると思えますので、ぜひとも、答弁書なしで、自分の心、自分の経験をもとにお示しいただきたい。

それをお聞きして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）三井議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、文化、芸術に対する考え方についてであります。道が有する文化振興条例においては、先人の残した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢を全ての人々が享受できるよう取り組むとしているところであり、こうした理念を今後も引き継いでいくことが重要と認識いたします。

また、単に文化振興にとどまらず、文化、芸術により生み出されるさまざまな価値を、観光振興あるいは地域づくりなどにも活用しようとする動きもあるところであります。

私といたしましては、こうした動きを踏まえ、道内にある縄文遺跡やアイヌ文化を初めとする多彩な文化・芸術資源を世界に向けて発信するなど、北海道の文化、芸術の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男女平等参画の推進についてであります。私といたしましては、男女が平等に、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野で、ともに人権を尊重しつつ、多様な価値観を認め、個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現していくことが重要と認識するものであります。

こうしたことを踏まえて、これまでも、さまざまな施策の推進に努めてきたところであります。

今後とも、自分自身のこれまでの経験も踏まえ、男女平等参画の実現のための意識改革、男女

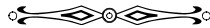
がともに活躍できる環境づくり、安心して暮らせる社会の実現といった施策の充実に努めるとともに、ジェンダー平等の視点も勘案しながら、男女平等参画社会の実現に向けて、着実に取り組んでまいりる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 三井あき子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩



午後1時2分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

桐木茂雄君。

○12番桐木茂雄君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、去る10月28日施行の釧路地域補欠選挙におきまして議席をいただきました、自民党・道民会議の桐木茂雄でございます。

前道議の残任期間ではございますが、しっかりと務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）（発言する者あり）

通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、地震による森林・林業被害の復旧についてであります。

このたびの地震では、震源地に近い厚真町や安平町、むかわ町を中心に、広範囲にわたる森林崩壊で大量の倒木が発生し、治山施設や林道も被災するなど、10月末現在で林業被害は約509億円に上る甚大な被害となっていることから、道では、地震災害からの確実な復旧に向けて、国の機関も含めた山地災害復旧チームを設置し、現地の体制強化を図るとともに、関係事業者等も参画する、被害木の搬出・有効利用に係る検討会議や、町、森林組合、国、試験研究機関などで構成する胆振東部森林再生・林業復興連絡会議を設けて、取り組みを進めております。

発災直後から、被災地の迅速な復興を図るため、被害状況の迅速な把握や応急対策が実施され、現在、被災した林地、治山施設や林道の早期の復旧に向けた取り組みが進められており、また、林業・木材産業の生産活動のための被害木等の撤去、有効利用や、被災した木材加工場等の復旧に向けた取り組みも始まっています。

将来にわたって住民の方々が安全に安心して暮らせるよう、森林の復旧に向けて、治山施設の整備や林道の復旧を計画的に進めるとともに、森林組合などの林業事業者や木材加工場の生産活動を支援し、地域の林業・木材産業が復興できるよう、必要な対策を迅速に進めていくことが重要であります。

道は、森林・林業被害の復旧に、これまで、どのように取り組み、今後、どう取り組んでいくのか、伺います。

次に、農地、農業用施設等の復旧についてであります。

このたびの地震によって、大量の土砂などが農地に堆積し、用排水路や農道等の損壊、畜舎や倉庫、農業用機械、ビニールハウスなどの営農施設の損壊、農協の米乾燥調製施設や野菜集出荷施設の損壊などの農業被害が発生し、被害総額は179億2500万円に上っております。

道では、山腹崩壊による土砂の撤去などに関し、関係3部から成る災害復旧庁内連絡調整会議を開催し、早期復旧に向けて連携協力して取り組みを進めるとともに、技術対策プロジェクトを立ち上げ、農家の営農再開に向けた技術指導などに当たっているところですが、今回の災害の性質上、復旧は、道路、山林、農地などの優先順位で進められ、農地や用排水路などの復旧工事はこれから行われるから、農家からは、来年の営農計画が立てられないのではないかという不安の声も上がっております。

道には、被災地域の実情に即した適切な対応や、農家の方々が安心して営農できるよう、農地、農業用施設の早期復旧や復興のための取り組みが求められますが、今後、どう取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、消費税引き上げに対応する中小企業への支援についてであります。

安倍首相は、先日の臨時閣議で、来年10月からの消費税率引き上げを予定どおり実施する方針を明らかにしました。

およそ1年後に迫った消費税の引き上げを見据えて、既に、小売業界や飲食業界では具体的な対応策について検討が始まっていると報じられていますが、特に対応に苦慮しているのが軽減税率の取り扱いと聞いております。

店内での飲食については、外食と位置づけられ、引き上げ後の新たな税率が適用されるのに対し、持ち帰った場合は、食料品に対する軽減税率が適用されることから、スーパーなどの店頭でどのように購買者の意思を確認するか、模索が続いているところです。

軽減税率への対応に関しては、レジシステムの改修や店舗運営などの見直しが避けられず、道内の中小企業においても、早目に準備を始める必要があります。

また、道内の中小企業は、この機会に、クレジットカードやプリペイドカードなどキャッシュレス化への対応を進め、生産性の向上につなげていく必要があります。そうした面からも、道内の中小企業の消費税引き上げへの対応を、時期を失することなく、適切に支援していく必要があると考えます。道はどのように対応していく考えか、お伺いいたします。

次に、適格請求書等保存制度についてであります。

来年の消費税引き上げに伴い、適格者請求書等保存制度、いわゆるインボイス制度が導入され、一定の猶予期間はあるものの、原則としては、適格請求書の保存が仕入れ税額控除の要件となりますので、そうした請求書を発行しない免税事業者は、事業者間の取引で著しく不利な立場に立たされ、最悪の場合、取引先を失うこともあり得ます。

このため、中小企業の関係団体からは、今回の税制改正によって不利益をこうむることのないよう、要望が寄せられています。道はどのように対応していくか、考えを伺います。

次に、観光振興についてであります。

平成29年度の北海道の観光入り込み客は5610万人と、過去最高を記録したところでありますが、その約55%は、札幌、小樽などの道央圏に集中したところです。

人口減少や高齢化に伴い、地域のボトムが下がりつつある中、観光による地域の活性化を考えた場合、道央圏ばかりではなく、道東や道北といった全道各地でも、観光客による交流人口を拡大していくことが重要と考えます。

訪日外国人来道者も、国際線の新規就航や増便があったほか、アジア圏の北海道人気が続いたこともあり、前年比で21.3%増加し、過去最高を更新したところであります。

こうした中、道内の各地域でもさまざまな取り組みが進められています。例えば、各地の道の駅でも、地域の食や特産物を活用しながら、集客に大きな成果を上げている事例もあります。地域の特性を生かして、情報発信の充実に努め、文化・レクリエーション施設の連携を図っている例も数多くあります。

平成28年度の北海道旅行の目的は、温泉やドライブを超え、道の駅めぐりが第1位となり、平成29年度の利用者は、北海道の人口の6倍の約3600万人を数えるなど、道の駅や各地にある観光拠点を活用しながら、地域の個性を生かした観光地づくりは、これからの魅力ある北海道づくりには不可欠であります。

情報発信機能や地域連携機能の観点から、道の駅などを観光拠点として活用し、地域における観光振興を推進すべきと考えますが、道の見解を伺います。

次に、外国語対応についてであります。

近年は、外国人の個人観光客が、レンタカーを利用して道内を周遊する例が多くなっているものと承知しております。

業界団体の資料によれば、北海道でレンタカーを利用する外国人は、平成25年度から29年度の5年間で4.5倍と大幅に増加しており、こうしたレンタカーを利用する外国人観光客は、フットワークが軽く、有名な観光スポットだけではなく、まちの小さなレストランなどにも気軽に訪れることが多いことから、地域の商業者が必要をしっかりと取り込んでいくことが重要と考えます。

しかしながら、こうした外国人観光客に対して外国語で十分な対応ができていないケースも多いのではないのでしょうか。

来年には、消費税率の引き上げとともに、軽減税率の導入が予定されており、観光地などで新たな課題をもたらす可能性があります。

外国人観光客に楽しく快適に旅行していただけるよう、地域における外国語での対応を充実させていくことも重要と考えますが、道としてどのように取り組むのか、見解を伺います。

次に、人材育成についてであります。

道は、昨年度策定した観光のくにづくり行動計画の中で、日本版DMOについて、地域の多様な関係者との連携協働を進め、マーケティング力のある人材を育成するなどして、地域の稼ぐ力を引き出すとしております。

DMOは、観光によるまちづくりの組織として、観光のみならず、他の産業とも連携しながら、地域経済を活性化していくことが求められており、その上で必要なのは、担い手となる専門人材です。

しかしながら、地域においては、そうした専門人材の確保が非常に難しくなっているのも現実でございます。

道として、この人材の育成確保にどのように取り組んでいくのか、道の見解をお伺いいたします。

最後に、商工会への支援についてであります。

商工業を指導する組織である、全道152の商工会は、地域の中小・小規模事業者の身近な支援機関として、これまでも、経営や税務の指導を中心とした経営改善事業、まちおこしなどの地域経済の活性化などを中心とした地域振興事業を通して、地域経済の発展に大きく貢献してまいりました。

また、平成26年の小規模事業者支援法の改正以降は、経営発達支援計画にのっとり、小規模事業者に寄り添った伴走型支援にも取り組み、5年間の支援計画のもと、効率的かつ効果的な事業の推進に積極的に取り組んでおり、後継者確保や人材育成などの成果を出しているところでもございます。

これまで、道は、商工会の事務局長や経営指導員等の人件費のほか、こうした取り組みに対して補助を行ってきたところでありますが、中小・小規模事業者を取り巻く環境は、急速に進展する人口減少や高齢化による需要の減退、技術者を中心に深刻化する人手不足への対応など、待ったなしの課題に直面しており、会員数の減少に伴い、商工会の運営も非常に厳しい状況になっております。

こうした商工会の現状をどう認識し、また、道は、今後、どのように対応していくか、考えを伺い、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇） 桐木議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、森林・林業被害の復旧についてであります。このたびの地震では、大規模な林地崩壊や林道の損壊など、国内の地震災害では、明治以降、最大となる甚大な被害が発生しており、道では、これまで、人家などに近い箇所から優先して応急対策を行うとともに、被害が大きかった厚真町に技術職員を派遣し、災害復旧計画の作成を進めるなど、被災地の迅速な復旧に向けて取り組んできているところであります。

今後、道といたしましては、治山施設の整備や林道の復旧を計画的に進めるとともに、森林の再生や木材の安定的な確保に向け、10月に設置した、試験研究機関や森林組合などで構成する森林再生・林業復興連絡会議において、森林の復旧方法を検討し、年度内をめぐり対応方針案を取りまとめるほか、被害木の有効利用を促進するなど、被災地域の林業・木材産業の復興に全力で取り組んでまいります。

次に、農地、農業用施設等の復旧についてであります。地震による山腹崩壊により、大量の土砂などが、農地や道路、河川などに広範囲にわたり流入し堆積したことから、道では、復旧に向けて、それぞれを所管する各部による災害復旧庁内連絡調整会議のもと、工法やスケジュールなどについて調整を図りながら、効率的な災害復旧に取り組んでいるところであります。

そうした中で、被災された農家の方々の不安を払拭し、営農再開に向けた取り組みを後押ししていく上で、土砂等が流入した農地などについては、道が復旧事業を行うとともに、来春に向け、水田に必要な用水の確保に関しては、国とも連携しながら取り組んでいるところであり、こうした状況を関係の皆様丁寧に説明しながら、営農技術指導にも万全を期するなど、早期の復旧、復興に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、消費税率の引き上げへの対応についてであります。来年10月の消費税率の引き上げに当たっては、新たに軽減税率が導入されることに伴い、中小企業は、取扱商品の税率の把握や記帳、レジの改修といった新たな負担が発生するなど、経営への影響が懸念されるところであります。

道といたしましては、道内の中小企業が軽減税率の導入に遅滞なく対応できるよう、制度の情報収集に努め、商工団体が実施する相談対応や専門家派遣などを通じ、きめ細やかに支援するとともに、国の補助金を活用した、複数税率に対応したレジの導入を促してまいります。

また、中小企業の生産性向上にもつながるキャッシュレス化の促進に向け、全国推進組織に参画し、最新の情報を収集しながら、国や金融機関と連携し、QRコードなどを利用したキャッシュレス決済の普及啓発に努めるなど、国の動向も注視しながら、時期を逸することなく、中小企業の支援に取り組んでまいります。

次に、道の駅などを活用した観光振興についてであります。本格的な人口減少社会が到来する中、地域経済の活性化を図るためには、道央圏に集中しがちな観光客を全道各地域に誘導し、外国人観光客などの旺盛な観光消費をしっかりと取り込んでいくことが重要と認識いたします。

こうした中、個人旅行やリピーターの増加に伴い、レンタカーによる観光ニーズが高まっていることなどから、道では、道の駅、地元のグルメにスポットを当てたドライブ観光の情報発信や、地域が主体的に取り組む道の駅をめぐるスタンプラリーなどへの支援を行っているところであります。

道の駅は、休憩施設としてだけでなく、利用者への情報発信や地域との交流の場としての役割をあわせ持つことから、道といたしましては、今後とも、道の駅や地域のさまざまな観光資源のさらなる活用について、地域とともに検討し、魅力ある、質の高い観光地づくりを進めてまいります。

最後に、商工会に対する支援についてであります。商工会は、地域の中小・小規模事業者の中核的支援機関として、経営相談への対応や、税務・金融指導などに加え、商品開発や販路開拓など、事業者の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を行うほか、事業承継や働き方改革への対応など、その役割はこれまで以上に重要になってきていると考えるものであります。

一方、全国を上回るスピードで進行する人口減少や後継者不足による休廃業の増加などに伴い、商工業者数が減少するなど、商工会を取り巻く環境は厳しさを増しているところであり、効率的な運営に支障を来す懸念が生じていると認識いたします。

道といたしましては、地域の実情を踏まえながら、関係機関との連携を強化し、地域経済の持続的発展に向けて、職員の資質向上や他の商工会と連携した取り組みへの助成など、中小・小規模事業者に対する商工会の支援機能が十分に発揮されるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）消費税引き上げに関し、インボイス制度についてであります。今後実施が予定されている、いわゆるインボイス制度では、下請企業などの免税事業者は、取引を打ち切られたり、取引継続のために課税事業者となることを選択することにより、新たな納税負担が生じることが想定されるなど、経営への影響が懸念されており、道内の中小・小規模事業者からは、制度導入を危惧する声が聞かれるところでもあります。

道といたしましては、インボイス制度が予定どおり実施される場合には、事業者への影響が最小限にとどまるよう、商工団体が実施する相談対応などを通じ、きめ細やかな支援に努めるほか、国に対しては、事業者の負担に対する助成制度の充実強化など、万全の対策を講じることを強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 経済部観光振興監本間研一君。

○経済部観光振興監本間研一君（登壇）初めに、観光振興に関しまして、地域における外国語対応の促進についてでございますが、本道を訪れる外国人観光客の皆様へ、より快適に道内旅行を楽しんでいただき、リピーターとして何度も訪れていただくためには、観光地における、外国語に対応できる人材の育成など、受け入れ体制の整備が重要と認識しております。

このため、道では、宿泊施設や小売店などの業種別に、接客に必要な会話に加え、コミュニケーションシートやアプリを使った対応を学ぶ研修を実施しておりますほか、レストランで活用できるメニューのテンプレートを提供するなどの取り組みを進めてきたところでございます。

また、外国人観光客の方々が安全に運転ができますよう、地域における案内板やパンフレットの整備などに支援を行っており、道といたしましては、今後とも、外国人観光客に対するホスピタリティの向上や消費拡大の観点から、外国語対応を促進し、来年の消費税率の引き上げに際してもスムーズな対応ができるよう、受け入れ体制の整備に努めてまいります。

次に、DMOの人材育成についてでございますが、地域のDMOが、多様な関係者の参画のもと、観光地域づくりのかじ取り役を担っていくためには、地域の魅力を生かしたブランディングなどの能力を備えた専門的な人材の育成が重要でございます。

このため、道では、参加者のレベルに応じた研修会の開催や、DMOの形成、確立に向けたア

ドバイザーの派遣、情報交換とネットワーク構築を目的とした交流の場の提供などを実施してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、国や観光振興機構などと連携し、地域の稼ぐ意識の醸成を図りながら、観光産業が地域のリーディング産業として発展していけますよう、専門的な人材の育成などを通じてDMOの形成を促進し、国際的に競争力のある観光地づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 桐木茂雄君の質問は終了いたしました。

宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の宮川潤です。

通告に従い、知事に質問いたします。

初めに、ロシアとの領土問題に関し、まず、領土問題に対する知事の歴史認識についてです。

1855年、日魯通好条約で、択捉島と国後島の南千島は日本領、得撫島から占守島までの北千島はロシア領とし、樺太については、両国間の境界を決めないとされました。

そして、1875年、千島樺太交換条約の平和的な外交交渉によって、樺太全島をロシア領とするかわりに、北千島も日本領土としました。

なお、第二次世界大戦の戦後処理については、1941年の大西洋憲章でも、1943年のカイロ宣言でも、領土不拡大を確認していました。

しかし、1945年2月、米英ソの3国によるヤルタ協定で、スターリンが、対日参戦の条件に、千島のソ連への引き渡しを要求し、アメリカ、イギリスともこれを認めました。

しかし、ソ連は、千島列島だけではなく、ヤルタ協定で言及しなかった北海道の一部でもある歯舞、色丹まで軍事占領をしました。

そして、1951年、サンフランシスコ平和条約で、日本は、千島列島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄することを強要され、現在に至っています。

日本政府は、我が国の領土がロシアによる不法占拠状態であるという見解を示しています。

知事も、ロシアによる不法占拠状態であるとの認識をお持ちなのか、明確にお答え願います。

次に、ロシアとの領土交渉等についてです。

安倍首相は、プーチン大統領との首脳会談で、日ソ共同宣言を基礎にした平和条約締結交渉を進めることで合意しました。北海道の一部である歯舞、色丹の返還時において、中間的な条約を結ぶことはあり得ると考えます。

しかし、平和条約を結ぶことは、すなわち国境線の確定につながり、それ以降の領土返還交渉の道は閉ざされることになると思いますが、知事の認識を伺います。

知事は、これまで、日ロ首脳会談の結果に対して、談話を幾度も発表してきましたが、この重大な事態に、いまだに公式の談話を発表していません。

なぜ、知事談話を発表しないのですか、伺います。

二島返還先行で平和条約を締結することを問題なしとお考えですか、知事の認識を伺います。
次に、領土問題に取り組む知事の姿勢についてです。

これまで、道は、元島民らと一体になって返還運動に取り組み、先日、国会へ300万筆もの署名が提出されています。

これまでの運動を投げ捨て、二島返還へと方針転換することは許されないと考えますが、知事の認識と今後の取り組みについて伺います。

次に、消費税増税等に関し、まず、消費税増税の受けとめについてです。

政府は、来年10月から10%への増税を強行しようとしています。所得が少ない人ほど負担が重くなる、所得に対する逆進性のある消費税の税率を上げることは、低所得者を一層苦しめ、格差をさらに広げるものです。

消費税導入以来の税収は372兆円に上りますが、同時期の法人3税の減収分は、消費税総額の約8割に相当する291兆円であり、法人税の減収の穴埋めにされてきたのが実態です。

消費税の増税について、逆進性という性格から、格差の拡大、低所得者の生活に一層の困難をもたらすことになるとの認識はお持ちなのか、伺います。

次に、複数税率とインボイスについてです。

複数税率について、コンビニなどでの店内飲食は10%だが、持ち帰りは8%など、混乱が広がっています。

小規模な免税業者は、インボイスが発行できないため、商取引から排除されることとなります。インボイスを発行するためには、課税事業者となる必要があり、レジや新たな会計システムの導入、複雑な税務会計処理が求められます。

知事は、インボイスの発行をめぐる問題についてどう認識されているのか、見解を伺います。

消費税の増税は、重税と煩雑な事務負担、売り上げ減少など、最悪の事態が今から予想されま

す。
知事は、国に対して、消費税増税をやめること、及び、道内の小規模事業者や中小企業等への支援を充実することを要請すべきと考えます。知事の見解を伺います。

次に、ブラックアウトの検証等に関し、まず、ブラックアウトによる損害等についてです。

道の推計では、ブラックアウトによって生じた経済的被害は、商工業で約136億円、農林水産業で約27億円にも上ります。ブラックアウトは、明らかに、自然災害ではなく、北電によって引き起こされた人災です。

知事は、ブラックアウトによって生じた道民の損害についてどう認識し、損害の補償についてどう取り組むおつもりなのか、伺います。

次に、ブラックアウトの原因についてです。

ブラックアウトを引き起こした原因究明や北電の責任の所在について、なぜ、道の検証委員会において検証項目となっていないのか、伺います。

また、知事は、ブラックアウトの原因をどう認識し、どう解明していく必要があると考えてい

るのか、あわせて伺います。

次に、北電の責任と電力供給体制のあり方についてです。

北電は、社内検証委員会で、ブラックアウト再発防止策の中間報告を発表しましたが、経営陣の責任にも、電力の48%を苫東厚真火力発電所に頼っていた電源集中の是非にも触れられていません。

北電の責任は重要と考えますが、知事は、本道の電力供給を行う企業としての北電の責任についてどう認識しているのか、伺います。

また、集中している電源構成を是正することは、ブラックアウトの再発防止に不可欠と考えます。

知事の認識を伺うとともに、電力の分散的供給体制の構築に向けて、どう取り組むのか、あわせて伺います。

次に、地方路線等についてです。

34年前に総延長で約3176キロメートルもあった道内の鉄道は、その後の、利益優先、市場任せの分割民営化によって、今では約2403キロメートルにまで縮小させられました。

最大の責任は国にあります。唯々諾々と受け入れてきた歴代知事の責任も極めて重いものがあると指摘せざるを得ません。

そこで伺います。

まず、知事の認識についてです。

高橋知事の在任15年余りで、道内の地方路線は、3路線、総延長で237キロメートルが廃止されました。しかも、JR北海道は、今後、5路線については、廃止またはバス転換をしたいと考えています。

JR北海道で、この5路線を含め、単独では維持困難とされた13路線については、今後の協議の進展によっては、路線の存続は不透明です。

知事は、これらの路線の廃止は必ず阻止するという強い気概を持って取り組むべきと考えますが、知事の認識を伺います。

次に、JR日高本線についてです。

今回、一部区間の廃止を受け入れざるを得なかった沿線7町長から、道庁のリーダーシップ不足に不満の声が相次いだとの報道があります。日高町村会長の坂下様似町長は、列車がとまって間もなく4年、この状況を異常だと思わないほうが異常だと思つと痛烈に批判しました。知事はこの批判をどう受けとめているのか、伺います。

次に、JR根室本線の東鹿越—新得間の復旧等についてです。

2016年の台風被害で根室本線の東鹿越—新得間が不通となって2年余りがたちますが、いまだに復旧されていません。

道の交通政策総合指針には、本道における交通ネットワークの形成、災害時の代替交通、観光路線として、根室本線の重要な役割が明記されています。

この路線の復旧が日高本線のように放置され、廃止されることなどはあってはなりません。

知事は、JR北海道に対して、直ちに復旧に取り組むよう強く申し入れるべきではないですか、伺います。

次に、カジノ等に関してです。

まず、道による、優先すべき候補地の選定についてです。

道は、苫小牧市を最優先候補地とすることが妥当と表明しました。誘致の是非を明らかにしていないもとの、優先すべき候補地の選定を行うことは矛盾であり、実質的にカジノの推進にかじを切ろうとするやり方はこそくであります。

優先すべき候補地を決めたということは、実施方針を策定する一步前の段階ということですか。

知事は、みずからの判断を示すことなく、有識者懇談会のお墨つきを得て進めようとしているだけではないですか。カジノの是非について、道は有識者懇談会の意見をただ追認するだけですか。

判断に当たって、知事として独自に何を加味して行うのですか、伺います。

次に、ギャンブル依存症等の実態把握と誘致の判断についてです。

道は、IR誘致による経済効果にかかわる調査を行ってきた一方で、ギャンブル依存症による影響などについては、今日まで、何ら根拠ある調査を行っていません。有識者懇談会の委員からも、調査が行われていないことに対する批判が出されています。

道は、調査に向けて取り組みを進めてまいりたいと、先月初めて表明しましたが、その結果をどこで議論し、カジノに反対する道民の声をどう反映させるおつもりなのか、伺います。

有識者懇談会は、次回の会合で一応の結論を出そうとしていると承知しています。調査結果を議論しないままで、誘致の判断はできないものと考えますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険に関し、まず、北海道単位化の意義についてです。

国民健康保険法第1条には、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と書かれています。

北海道単位化によって、本道の社会保障及び道民保健の向上にどのように役割を発揮しようとしているのか、伺います。

次に、今年度の道内の国保の格差についてです。

本道には157もの保険者があるため、市町村別の所得の格差、法定外繰り入れの実施、保険料軽減制度や、同じ収入の世帯でも保険料が違うこと、資格証明書の発効の有無など、それぞれ大きな格差になっているとお考えですか。

そのもとの、国保の統一を図るには無理があるのではないですか、伺います。

次に、保険料の算定方式についてです。

市町村によって、所得割、平等割、均等割、資産割の組み合わせで保険料を算定しています。

算定方式について、知事は、今後どうあるべきとお考えか、伺います。

次に、国保料負担の軽減についてです。

2014年、全国知事会は、国保料を協会けんぽ並みに引き下げのために、1兆円の公費負担増を政府に要望しました。私ども日本共産党も賛成です。

知事は、公費負担をふやすことで国保料を被用者保険並みにすべきとお考えですか、伺います。

次に、介護保険に関し、まず、特別養護老人ホーム等、入所施設の増設についてです。

全道の特養ホームの入所待機者は、一昨年4月現在で1万2774人で、その約7割の8719人は、1年以上の長期にわたり待機し続けています。また、要介護度5の待機者が3224人もいます。

特養ホームの圧倒的な不足についてどう認識し、特養ホーム及び他の入所施設の不足を、いつまでに、どう改善されるのか、伺います。

次に、介護人材の不足の解消についてです。

2017年度の介護需要の推計は9万6200人で、供給が9万2000人ですから、4200人の不足でした。2025年度は、需要推計が11万7000人で、供給の推計が9万6935人ですから、2万65人が不足することになります。8年の経過で、不足する人数が4200人から2万65人に急増することになり、問題は重大です。

介護職員の処遇改善や、仕事の重要性和魅力を訴え、介護士不足を解消して、北海道の介護事業を守ることは、知事の責任で行うべきと考えますが、いかがか、見解を伺います。

次に、介護保険料についてです。

本道の保険料は、2000年に3111円で始まり、3年ごとの見直しで毎回値上げし、ことしは5617円で、2025年には7310円と想定されています。加えて、国保料も上がっています。

一方、2004年度の厚生年金の老齢年金の平均月額16万7529円から、2016年度には14万7927円と1万9602円も下がっています。

介護保険料も国保料も上がり、年金は下がる状況の中、市町村で独自に減免を実施しているところもあります。2016年度は32市町村で実施していましたが、2017年度には42市町村にふえ、金額では、1366万円から2748万円へと、2倍以上に急増しています。

知事は、介護保険料の高騰について、住民負担の限界という認識をお持ちですか。

これ以上値上げしなくて済むように、国に対して要望するとともに、道独自の対策をとるべきですが、いかがか、伺います。

次に、農業問題に関し、まず、貿易自由化の影響等についてです。

11カ国によるTPPが12月30日に発効する予定です。日EU・EPAは、国会で、来年早々に発効させようという動きが強まっています。米国との間では、事実上のFTA交渉が進められようとしています。

TPPには、タイ、台湾、EUを離脱するイギリスなど、加盟に意欲的な国々の名前が挙がっています。タイなどの農業国が新規に加盟するなら、北海道農業への影響はさらに大きいと考えます。

このTPPの影響について、かつてオール北海道で反対の立場にいた知事は、どのような認識

に立ち、どのような行動をとっているのか、伺います。

次に、種子条例についてです。

我が会派は、昨年の1定以来、公的機関が、安心、安全な種子の供給を行うことが重要であることを強調し、種子法にかわる道独自の条例の速やかな制定を求めてきました。

今回の条例制定に当たって、民間事業者が種子生産を行うとしていることから、多国籍企業の参入や遺伝子組み換え食品を懸念する声が上がっています。

知事は、これらの懸念にどう応えるのですか。

条例素案では、米、麦、大豆の主要農産物についても、新たな民間事業者が種子生産を行うとされていますが、具体的にはどういうことなのか、御説明願います。

最後に、水産政策の改革等に関し、まず、漁業権についてです。

漁業法改正案が国会で審議されています。漁協に優先してきた漁業権を企業に直接与えることを可能とするものです。

私は、漁協幹部に直接話を伺ってきましたが、組合と何も相談せずに法律を決められるものなのか、法案をつくる人と浜の人のギャップが大きいなどの訴えがありました。

知事は、漁業者への説明をさらに広げる必要があるとお考えですか。

また、北海道の養殖漁業、沿岸漁業において、企業に漁業権を付与することはあり得ないと考えますが、知事の見解を伺います。

将来にわたり、漁協との信頼関係を守り、漁業者、漁協との合意を抜きに漁業権を企業に付与することがないことを明らかにしてください。

次に、海区漁業調整委員の選任についてです。

海区漁業調整委員会は、公選制から知事の任命制にするとしていますが、公正で民主的な委員会とするため、高橋知事は、委員の選任はどうあるべきと考えているのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、北方領土に関する認識についてであります。歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、日本人によって開拓され、日本人が住み続けた島々であり、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない、我が国固有の領土であります。

このような歴史的事実がある北方領土については、ロシアによる不法占拠が続いている状況にあるという見解を日本政府が示していることは承知しており、それが我が国の基本的な法的立場であると認識をいたします。

次に、北方領土返還に向けた交渉についてであります。先月14日に行われた首脳会談においては、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意し、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するという、我が国の一貫した立場に変更はないとの方針を明らかにしているところであります。

私といたしましては、政府がこれまでの基本方針に変更がないとしていることから、特に談話という形でのコメントは出していないところでありますが、先月の首脳会談を契機として、一日も早い北方領土の返還に向けて、外交交渉が進展していくことを強く期待するものであります。

次に、北方領土返還に向けた取り組みについてであります。先月14日に行われた首脳会談において、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意したことは、両首脳が領土問題の解決に向けた一歩を踏み出したものと認識しており、一日も早い北方領土の返還に向け、外交交渉が進展していくことを強く期待するものであります。

今後、年明けにも首脳会談が予定されていることから、私といたしましては、70年以上に及ぶ元島民の方々の思いを酌み取りながら、領土返還運動の関係団体などとも連携し、国への要請活動を行うなど、四島の帰属の問題を注視しつつ、両国間の外交交渉が進展するよう取り組みを進めてまいります。

次に、消費税についてであります。国と地方の厳しい財政状況や、急速に進む少子・高齢化のもと、持続可能な社会保障制度の確立に向け、安定した財源の確保が必要であります。

一方で、来年10月に予定されている消費税率の引き上げに当たっては、低所得者ほど、収入に占める税負担の割合が高くなることから、国において、軽減税率などの対策が適切に講じられることが重要であります。

次に、大規模停電の影響などについてであります。胆振東部地震に伴い、一時、北海道全域に及んだ停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けたところであり、住民の生活はもとより、商工業や観光業、農林水産業などに広く被害が及んだところであります。

道といたしましては、国と北電に対し、再びこうした事態を生じさせないよう、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期するよう強く求めておりますほか、産業基盤の回復や経営再建などに向け、道内の経済・産業団体、企業、行政機関などと連携しながら、本道経済の早期復興を図るとともに、被災された地域の方々が安心して暮らせるよう、全庁が一丸となって復旧・復興対策に全力で取り組んでいるところであります。

次に、今後の対応についてであります。暮らしと経済の基盤である電力については、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としながら、さまざまな電源の特性が活かされた多様な構成とし、将来にわたって安定的に供給されることが重要であります。

道といたしましては、安定供給に責務を有する北電に対して、さまざまなリスクを想定し、発電設備や電力システムのあり方を含め、電力の安定供給に万全を期すよう求めるとともに、地域や企業などとの連携のもと、身近な地域で自立的に確保できる資源を活用したエネルギーの地産地消を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、本道の鉄道についてであります。鉄道網は、道民の皆様の暮らしはもとより、観光や物流といった産業全般など、本道の発展を支えてきた重要な社会基盤であります。

J R北海道が、単独で維持することが困難とした線区については、おのこの線区における協

議会などにおいて、地域住民の暮らしを支える公共交通の利便性の向上を初め、国内外の観光客の利用促進や、地域の産業を支える物流網の確保、さらには、路線維持に向けた地域における協力、支援のあり方など、さまざまな課題の解決に向け、検討協議を重ねてきているところであります。

道といたしましては、引き続き、関係市町村や交通事業者などと一層連携を深めながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、JR日高線についてであります。現在、日高線の鶴川一様似間においては、たび重なる大きな自然災害により、運休が長期にわたる中、沿線の町長の皆様においては、これまで、将来を見据えた交通体系のあり方などについて、精力的に議論を積み重ねてこられたところであり、道といたしましても、課題解決に向け、可能な限りの協力を行うため、先般、私自身が地域を訪問させていただき、直接、町長の皆様の御意見をお伺いさせていただきました。

意見交換の場では、町長の皆様から、地域住民の方々の暮らしにさまざまな影響が出ている中、特に海岸保全の問題については、3年以上にわたって抜本的な対策が講じられていない状況のもと、住民の皆様の不安な気持ちが高まっており、改めて早期の解決を待ち望むという強い思いを伺ったところであります。

私といたしましては、沿線自治体の皆様の思いを受けとめ、引き続き、道が中心となって、国やJR北海道と、海岸保全を含めた協議を進めるなど、全力で取り組んでまいります。

次に、IRに関し、まず、候補地の検討などについてであります。誘致について適切な判断を行うためには、優先候補地を絞り込むことが重要と認識しており、誘致の意向を示している3地域を対象に、日本型IRに求められる要件との整合性や、IR事業者の関心の高さ、事業実施による経済効果などについて比較検討するとともに、有識者懇談会での御意見なども参考に、今後の議論のたたき台として、苫小牧市を優先候補地とすることが妥当との考え方をお示したところであります。

道といたしましては、このたたき台をもとに、IRがもたらすプラス、マイナスの両面からの効果等について、さらに検討を進めてまいる考えであります。

次に、IRの誘致などについてであります。公営競技やパチンコ遊技などギャンブル等に対する依存症対策については、本年10月に基本法が施行されたところであり、道といたしましては、法に基づく国の基本計画の検討状況を踏まえつつ、有識者や専門機関の助言もいただきながら、ギャンブル等依存症の実態把握の手法などについても検討してまいる考えであります。

また、IR整備法の規定に加え、道独自の取り組みなどによるカジノ規制の実効性を高める取り組みや、既存のギャンブル等を含めた総合的かつ体系的な依存症対策の方向性などについて、今般、基本的な考え方をお示したところであり、道といたしましては、道議会での御議論はもとより、地域での説明会などを通じ、道民の皆様に丁寧に説明し、幅広い方々の御意見を伺いながら、IRの誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、国保制度における道の役割についてであります。国民健康保険は、市町村を単位とす

る公的医療保険制度として、国民皆保険制度を支える役割を60年近く果たしてきたところであり、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法が改正され、ことし4月から、道も、市町村とともに国保運営を担っているところであります。

道といたしましては、医療を必要としている方が、いつまでも安心して医療サービスを受けることができるよう、道が主体となって、市町村や国保連合会、医師会などと連携し、道民の保健、医療のセーフティーネットである国保制度を将来にわたり安定的に運営してまいる考えであります。

次に、国保事業に対する国の公費負担についてであります。国保は、他の公的医療保険に比べて、加入者の年齢構成が高く、所得水準が低いことから、今後の医療費の増加に対応するため、国と地方の協議の場において確約された国の財政支援が確実に実行されることが重要と考えるところであります。

このため、道といたしましては、全国知事会などと連携し、国庫負担の増額によるさらなる財政基盤の強化について、強く国に要望するとともに、市町村と連携して、保険料水準の平準化に取り組むなど、新たな国保制度の安定的な運営に努めてまいります。

次に、介護保険料についてであります。高齢化が進行する本道においては、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加すると見込まれており、それに伴い、介護保険料も上昇していくと考えるものであります。

こうした中、道では、これまで、国に対して、給付と負担のバランスや、国と地方の負担のあり方などについて十分検討し、低所得の方々の負担軽減措置の拡充を行うよう要望するとともに、低所得の方々の負担をより軽減するため、保険料の多段階設定について、市町村に働きかけてきているところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした取り組みや、各保健所による、市町村の介護予防の取り組みへの技術的支援を行うほか、自立支援や重度化防止の取り組みを促進するなどして、高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して暮らすことができる体制づくりに取り組んでまいります。

次に、TPPへの対応についてであります。TPP11が年内に発効することとなる中、今後、加盟国において、新規加入のプロセスなどについても決定されるものと承知しておりますが、いかなる国際環境下においても、本道農業が再生産が可能となり、持続的に発展していくことが何よりも重要と認識をいたします。

このため、道といたしましては、今後の国の動きを十分に注視するとともに、TPP11の影響についても継続的に把握する中で、農業団体とも連携し、地域からの意見などを聞きながら、各作物の生産体制や農地等の計画的な整備はもとより、ブランド力を生かした米、牛肉等の販路拡大など、本道農業の競争力強化に向け、一層取り組んでまいります。

最後に、漁業権制度の見直しについてであります。今般の改正案では、漁業権の免許に際し、現在の優先順位を廃止するかわりに、漁場を適切かつ有効に活用している場合は既存の漁業

権者が優先されることが明記されたところであります。

本道においては、長年にわたり、漁業協同組合を中心とした利用調整により、漁場が有効に活用されていることから、今後も、現行の管理体制が維持されるものと考えているところであり、漁業者の方々からは、制度の具体的な運用が不明なことから、不安の声も聞かれているところであり、引き続き、漁業団体と連携し、国に対して丁寧な説明を求めていく必要があると考えるものであります。

また、漁業権の設定に当たっては、漁業調整上の支障がないことが法律上の要件となっており、企業参入に際しては、既存漁業者や地元漁協との調整を踏まえて対応することが必要と認識しております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、消費税に関し、インボイス制度などについてであります。消費税引き上げに伴い、中小・小規模事業者におきましては、取引商品の税率の把握や記帳、レジの改修といった新たな負担が発生することに加え、今後導入が予定されている、いわゆるインボイス制度では、免税事業者から仕入れを行った事業者は税額を控除することができなくなることから、下請企業などの免税事業者は、取引を打ち切られたり、取引継続のために課税事業者となることを選択し、新たな納税負担が生じることが想定されるなど、経営への影響が懸念される所であります。

道といたしましては、複数税率やインボイス制度の導入などによる中小・小規模事業者への影響が最小限にとどまるよう、国に対し、事業者の負担に対する助成制度の充実強化について強く働きかけてまいります。

次に、大規模停電の検証についてであります。今回の大規模停電に関しましては、発生原因、電力供給の確保、再発防止策などについて、電力広域的運営推進機関の検証委員会や国の審議会などで検証を行っているところであり、苫東厚真発電所の1号機、2号機、4号機の停止や、道東方面への送電線事故に伴う複数の水力発電所の停止といった複合要因によるものとされております。

道では、こうした国などによる検証はもとより、関係者や専門家などの御意見も踏まえながら、停電発生後の対応が、道民の生命、生活を守るために十分機能したかについて、ライフライン等の項目の中で検証を進めているところであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）JR根室線の東鹿越―新得間についてでございます。現在、東鹿越から新得までの間は、大規模な自然災害により、運休が長期にわたり、通学や通院など、住民の皆様の暮らしにさまざまな影響が生じているものと認識をしております。

道の交通政策総合指針において、同区間は、輸送密度が小さい状況にあるものの、全道をめぐる観光列車の運行に向けた地域の動きや、近年頻発する自然災害への対応の必要性などを踏まえ、道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートや、観光列車など、新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮するとの考えを示したところでございます。

道といたしましては、交通政策総合指針の考え方にに基づき、圏域間のネットワークや、今後の活力ある地域づくりなどにも十分配慮しながら、引き続き、地域の検討協議の場に必要な情報を提供しつつ、地域の皆様とともに議論を尽くしてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇） まず、国民健康保険に関し、保険料水準の平準化についてでございますが、新たな国保制度においても、保険料の決定や徴収、加入者の資格管理などの事務は、引き続き市町村が行うものであり、保険料の減免などの事務の運用については、各市町村が、それぞれの地域事情を踏まえて、条例などにより定めているものでございます。

本道では、加入者の所得水準が地域により異なるなどの事情で、保険料の水準に地域差があることから、道としては、このような地域事情を踏まえ、国保運営方針に基づき、加入者負担に急激な変化が生じないように配慮しながら、今後とも、市町村と十分協議し、保険料水準の平準化や各種事務の標準化を進めてまいる考えでございます。

次に、保険料の算定方式についてでございますが、国民健康保険法における保険料の算定につきましては、加入者1人当たりの均等割保険料や所得に応じた所得割保険料を全ての加入者に課すこととされているとともに、市町村の判断で、世帯当たりの平等割保険料や保有資産に応じた資産割保険料を課すことができるとされております。

市町村におきましては、地域の実情に応じた保険料の算定方式をそれぞれ定めていると承知いたしておきまして、道といたしましては、保険料の算定方式を見直す際には、加入者負担の変化に十分配慮しながら、住民への丁寧な説明を行うよう周知いたしますとともに、均等割保険料について、全国知事会とも連携し、子どもに係る保険料の軽減を国に要望しているところでございます。

最後に、介護人材の確保についてでございますが、高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、サービスの提供に必要な人材の確保は喫緊の課題と認識をいたしております。

このため、道では、本年度からの第7期介護保険事業支援計画の基本方針に、人材確保策の充実を位置づけ、介護職の魅力や、やりがいを発信するなど、多様な人材の就業促進を図るとともに、介護ロボット、ICT機器の活用による勤務環境の改善などを盛り込んだところでございます。

道としては、市町村や介護事業所団体等との連携のもとで、こうした取り組みを着実に推進するとともに、継続的にその効果を評価、分析するなどいたしまして、実効性のある施策を推進し

てまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君（登壇）介護保険に関し、特別養護老人ホーム等の整備についてでございますが、本道においては、広域分散や積雪寒冷といった地域特性に加え、高齢者の単身または夫婦のみの世帯の割合が高いなどの社会的要因を背景に、中・重度の要介護者の方々の特養への入所ニーズは高いものと考えております。

このため、道といたしましては、第7期介護保険事業支援計画に基づき、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、市町村との緊密な連携のもと、高齢者人口の動向や、医療、介護の社会資源の整備状況など、地域の実情を踏まえつつ、特養等の基盤整備を着実に進めていくほか、認知症高齢者グループホームなどの居住系サービスや小規模多機能型居宅介護等、在宅サービスの体制整備の充実に努めるなどして、地域において、必要なサービス提供体制が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）種子条例に関し、種子生産に係る民間活力の活用などについてでございますが、本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠であると考えております。

こうした中で、条例の案では、一部の地域のみで栽培され、作付面積が少ない品種の種子は、地域の実情に応じ、農業団体などの民間事業者が生産できる仕組みを検討しております。

その実施に当たっては、道において、民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えであります。

なお、遺伝子組み換え作物につきましては、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例により、許可なく栽培することを禁じており、今後とも、厳格なルールのもと、その適正な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）水産政策の改革等に関し、海区漁業調整委員の選任についてであります。海区漁業調整委員会は、行政委員会として、漁業権の設定などに当たり、知事の諮問機関となるほか、漁場の利用調整などを行う重要な役割を担っております。

本道には、10の海区漁業調整委員会が設置されており、それぞれの地域の漁業と資源に見合った操業ルールの設定や資源保護に関する規制、漁業紛争の防止などを行っていることから、今後とも、地域の漁業に精通した漁業者を中心とする組織となる必要があると考えておりま

す。

このため、道としては、委員会の役割が適切に果たされるよう、委員の選任に当たっては、地域の意見が十分に反映され、公平性、透明性を確保した仕組みとなることが重要と考えております。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）指摘を交え、再質問をいたします。

初めに、ロシアとの領土問題についてです。

日ロ首脳会談での合意は、歯舞、色丹の二島返還のみで平和条約を締結しようとする危険があることはもちろん、二島すら返還されない可能性があることを知事は重く受けとめるべきであります。

我が党は、歯舞、色丹の二島先行返還はあり得るものとしませんが、その場合は中間的な条約とし、平和条約は、領土問題が最終的な解決に至った時点で締結すべきとの立場です。

二島返還で平和条約を締結すれば、歴史上、取り返しのつかない重大な汚点となります。

知事は、日ロ首脳合意について、一步踏み出したことは率直にありがたいと思っていると、新聞の取材で述べていますが、楽観的な状況にないことは誰の目にも明らかではないですか。

領土問題の最終的解決なくして平和条約の締結はあり得ず、絶対に二島返還の段階で行うべきではないと強く主張することが何よりも大切ではないですか。知事にそのお考えはあるのか、伺います。

次に、ブラックアウトの検証等についてです。

経済産業省の専門家会合は、2015年10月の報告書で、「過去最大級、又はそれを上回る計画外停止が発生しても、電力需給がひっ迫することのないよう、多重的な需給対策を講じ、安定した電力需給の実現に万全を期すべき」と、以前から警鐘を鳴らしてきました。

にもかかわらず、北電は、泊原発の再稼働に固執し、エネルギー供給体制の分散化は後手に回ってきたと言わざるを得ません。

経産省から指摘を受けていたにもかかわらず、北電は、泊原発の再稼働に固執し、再生可能エネルギーの拡大や中小規模の発電体制の構築をおくらせてきました。この北電の責任を知事はどう考えるのか、伺います。

ブラックアウトを二度と起こさせないためには、再生可能エネルギーを軸として、脱原発を明確にした、クリーンで安全なエネルギーの供給体制の分散化を早期に進めることが必要と考えますが、知事の認識を伺います。

知事は、北電への働きかけを含め、どのように行動するおつもりか、伺います。

次に、地方路線等に関し、まず、自治体負担と国や道の責任等についてです。

不通から4年がたち、先月末に、日高門別一様似間の路線廃止を受け入れざるを得なかった日高管内の町長たちからは、苦渋の選択だったとの声が上がりました。

ある道北の首長は、住民の命を守る病院をとるか、JRをとるかだと、究極の選択を迫られていました。

地方交付税が減らされ続けているのに、JR北海道は応分の負担をと言うが、どこにそんな余裕があるのかとの声も大きくなっていることを知事は御存じですか。

知っているというなら、自治体に負担を押しつける前に、道として、負担額等を明らかにし、その上で、国に対して負担割合や負担額を示すように求めるべきではないですか。

いつまでに、どのように取り組むつもりか、伺います。

次に、大災害と国土の保全についてです。

大災害にかかわる国土保全について、知事は、これまで国に対して求めてきたと言いますが、具体的に、何を求め、国からどのような説明があったのか、まず伺います。

また、JR北海道は、高波で崩落した護岸の復旧を、資金難を理由に、工事に着手することなく放置しました。一昨年の台風による被害で2年余りも不通になったJR根室本線の東鹿越—新得間も、JR北海道は、同じ理由で、工事に着手さえしていません。

そもそも、復旧に費用がかかり過ぎるからといって、国土の保全工事を放棄するなどということはあってはならないことです。

本来、国土の保全は国が担うべき第一の仕事であり、それを民間会社任せにするのは間違いです。

大災害による沿線の護岸や崖の崩落の復旧、保全に対しては、国が責任を持って対応するように、制度の改善も含めて強く求めるべきと思いますが、知事の認識を伺います。

次に、カジノ等についてです。

カジノ依存症対策について、IRへの参入を目指している日本企業のCOOは、日経新聞社主催のIRフォーラムの席上、依存症対策を行うことについて、これは、正直な話、カジノオペレーターとしては売り上げが減ってしまう話、どんどんはまってもらったほうがいいと述べています。これは、カジノにはまり、依存症の人をどんどん作り出すことが企業の利益になると正直に述べたものです。

知事は、カジノの誘致により、企業のもうけのために不幸な住民をつくることになるとはお考えにならないのですか、伺います。

ギャンブル依存症の影響をどんなに最小に抑えたとしても、依存症をつくり出すカジノの根本構造は変わるものではありません。

ギャンブルによる害の深刻さをどう認識し、いかに影響を最小にするおつもりか、根拠を持って答弁願います。

次に、国民健康保険に関し、まず、今年度の道内の国保の格差についてです。

加入者所得について、地域により異なるとのことでしたが、市町村別の1人当たりの平均所得で、一番低いのは赤平市で27万3000円、一番高いところは猿払村の658万7000円と、所得格差は24倍です。

給与収入が300万円の2人世帯の保険料は、幌加内町で16万5500円ですが、同じ条件で、由仁町では44万9400円と、2.7倍の差です。

先ほどの答弁では、国保料減免制度等は市町村が決定すると言いながら、平準化、標準化を進めていくとのことでした。

この答弁自体が矛盾していますが、さまざまな点で大きな格差がある中、どうやって、平準化、標準化をしていこうとするのでしょうか。

それぞれの市町村に国保の歴史と条件があり、各自治体が独自性を持って運営してきて、今の制度になっています。

保険料を平準化する場合、所得の高い市町村では保険料が高騰することになります。

保険料が上がらないように、また、減免制度を利用してきた人が利用できなくならないようにすることが必要だと考えますが、知事は、加入者一人一人の立場に立って、負担増にならないようにしていくお考えか、伺います。

次に、国保料負担の軽減についてです。

国保料負担の質問をしましたが、国保制度の安定的な運営と述べたものの、国保料についての答弁はありませんでした。

本道の国保加入者は、無職と非正規雇用などの被用者の方を合わせて78.7%に達しており、これ以上高い国保料を課すことは、滞納者をふやし、国保料の支払いのために生計を破綻に追い込むこととなります。

国民健康保険法第1条は、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」としていますが、国保が、社会保障の向上どころか、道民生活を押し潰そうとしているのが実態であります。

知事は、国民健康保険料が高過ぎて払えないという加入者の負担感について、どう捉えていますか、伺います。

次に、介護保険についてです。

これまで、事業計画に、職場定着、離職防止、若年層に対する介護の魅力の普及啓発を位置づけて取り組んできました。

しかし、2011年度の離職率は16.4%だったものが、2016年度は20.0%です。

介護福祉士養成学校の入学者は、2005年度に1518人いましたが、2018年度は333人と減っています。

知事は、これまでの、職場定着、離職防止、若年層に対する介護の魅力の普及啓発の取り組みについて、どう評価、総括を行いますか、伺います。

また、今後は、これまで以上の取り組みが必要ですが、どのようにお考えですか、伺います。

最後に、農業問題についてです。

種子条例案について、民間事業者が種子生産を行うとは、農協などの農業団体を前提にしたものとの答弁でした。多国籍企業を参入させることを想定したものではないとのことなので、しっ

かりとした運用をしていただくように指摘いたします。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、北方領土返還に向けた交渉についてであります。私といたしましては、一日も早い北方領土の返還に向け、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという、これまでの我が国の基本方針のもと、外交交渉が進展していくことを強く期待するものであり、今後とも、あらゆる機会を捉えて、国への要請活動を行うなど、最大限の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、電力の安定供給に関し、今後の対応についてであります。このたびの大規模停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けているところであり、道といたしましては、電力供給に責務を有する北電に対し、再発防止策の実施はもとより、今後とも電力の安定供給に万全を期するよう求めてきているところであります。

また、本道においては、各地域に、豊富で多様なエネルギー資源が賦存しているところであり、道といたしましては、地域や企業などとの連携のもと、身近な地域で自立的に確保できる資源を活用したエネルギーの地産地消を引き続き推進してまいります。

次に、JR北海道の事業範囲見直しについてであります。関係者会議などにおいて示された国の支援の考え方については、国と地域の役割分担や地域負担の額など、地域としての支援に関し、道民の皆様のご理解をいただく上で、さらに議論を深めていく必要があると考えるところであり、道では、JR北海道の極めて厳しい経営状況などを踏まえ、法改正までの2年間については、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うことが必要と考えるものであります。

一昨日、私から鉄道局長に対して、道の考え方をお伝えし、これを踏まえたJR北海道に対する国と地方の支援について、次の関係者会議で説明するよう申し入れを行ったところであり、今後、私といたしましては、できる限り早期に関係者会議を開催して、市長会、町村会とともに、国とさらに協議を行う考えであります。

次に、鉄道施設の災害への対応についてであります。道では、本年8月に、国交省に対して、JR日高線の鉄道護岸の復旧及び海岸整備について、日高管内の町長の皆様と合同で要請を行ったところであります。

要請では、地域住民の安全で安心な生活の確保及び国土保全の観点から、JR北海道に対する災害復旧に向けた指導や、国等がJR北海道にかわり復旧、整備ができる仕組みの創設などを求めたところであり、国からは、海岸保全対策など、恒久的な整備に向けては、JR日高線のあり方に関する地域での協議結果を踏まえ、今後、対応を検討するとの考えが示されたところであります。

道といたしましては、これまで、鉄道事業者が災害を受けた際には、国に対し、災害復旧事業

の適用や予算の確保などを求めてきたところであり、引き続き、沿線自治体の皆様と十分に連携を図りながら、早期の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、ギャンブル等依存症対策についてであります。ギャンブル等依存症は、本人のみならず、御家族の日常生活や社会生活に大きな影響を及ぼすものであり、ギャンブル等で深刻な問題を抱える方々を1人でも少なくしていくことが重要と考えます。

こうした認識のもと、今般の基本的な考え方では、カジノ規制の実効性を高めるための道独自の取り組みや、依存の段階に応じたきめ細やかな支援体制の整備など、総合的なギャンブル等依存症対策の方向性を示しており、こうした取り組みが、依存問題を抱える方々の発生の抑止など、I Rのカジノ設置に伴う社会的影響の低減に資すると考えるものであります。

次に、国保の保険料水準の平準化などについてであります。保険料の決定や徴収、加入者の資格の管理などの事務は、今後も市町村が行うものであります。保険料水準の平準化や各種事務の標準化を進めるに当たっては、加入者の所得水準が市町村により異なるなどの事情で、保険料の水準に地域差があることから、市町村と十分協議しながら、加入者負担に急激な変化が生じないよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、保険料についてであります。国保は、その構造上、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いことなどから、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担のあり方などが検討されているところであります。

道といたしましては、今後の医療費の増加などに対応するため、国保の保険料水準に大きな影響を与える国の財政支援について、全国知事会と連携して、引き続き、拡充を求めてまいります。

最後に、介護人材の確保についてであります。道では、これまでも、市町村や介護事業所と連携し、多様な人材の就業促進や処遇改善などを進めてきたところであり、さまざまな業種で人手不足が深刻化する中、介護従事者は年々増加してきているものの、依然として需給ギャップは解消していないところであります。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる対策を講じていく必要があると考えるものであり、道といたしましては、これまでの取り組みに加え、行政機関や介護事業所団体等で構成する協議会で、実効性のある対策を検討するとともに、引き続き、処遇改善について、国に強く働きかけてまいります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）指摘を交え、再々質問を行います。

初めに、国保料についてです。

まず、国保料算定における均等割と平等割についてです。

国保は、一番所得の少ない方々が一番高い負担を強いられています。被用者保険と違うのは、所得が少ない世帯についても、1世帯当たり幾らと掛ける平等割という算定方式があることと、

同じ所得であっても、家族がふえれば保険料がふえる均等割という計算方法があることです。

札幌市で、給与収入が400万円の4人家族の場合、国保料は41万3500円に対し、協会けんぽだと20万5000円です。国保でも、平等割と均等割を廃止すれば、28万700円に下がります。

知事は、国保の平等割、均等割について、廃止、減額すべきとお考えですか、伺います。

次に、国保料引き下げのための知事の決断についてです。

昨年度決算では、工業用水道へ一般会計から4億6000万円を繰り入れていますが、苫小牧東部特別会計、石狩湾新港特別会計、公共下水道事業特別会計への貸し付けは、ほぼ全額返ってきていませんが、これらの合計で10億4400万円以上になります。

道の一般会計は、この程度の支援が可能だということでもあります。

この規模の道からの援助を、加入者1人当たりの所得が50万円未満の、札幌市などを含む26市町村、49万3000世帯に行い、同額を市町村が新たに繰り入れるなら、1世帯で4237円の引き下げが可能になります。知事の決断でさらに引き下げも可能です。

本当に国保料の負担軽減の必要性があるとお考えならば、国の財政支援を求めると同時に、道としても、最大限の努力をして、国保料を減額させる努力をすべきです。知事の決断が求められています。ぜひ、この場でお示してください。

次に、ロシアとの北方領土問題についてです。

国境学が専門の岩下明裕北海道大学教授は、日ロの領土交渉について、スタートラインを二島に設定した交渉の帰結は、それ以下にしかないと、二島先行返還を目的とした交渉では、二島以上は返ってこないという問題を鋭く指摘しています。

領土を失ってまで結ぶ平和条約に果たして何の意味があるのか。それこそ、国益を損なう重大な事態になりかねません。

外交的に屈服をすることなく、毅然とした交渉を行うよう、政府に求めるべきと強く指摘します。

次に、地方路線等についてです。

J R北海道の地方路線の存続のためには、沿線自治体に負担を押しつける前に、道と国が責任ある負担額を示すべきとの私の質問に、残念ながら、知事から明確な答弁はありませんでした。

一昨年来、J R北海道が路線見直しの対象としている13線区の総延長は約1237キロメートルに及びます。仮に、このままJ R北海道の言いなりに廃線の道を歩めば、道内に残される線路は、何と1350キロメートルほどと、1912年——大正元年当時に逆戻りとなってしまうのです。

知事が、今後、いつまで道政のかじ取りを続けるのかは不透明ではありますが、今後も、J R北海道の考えを地域に押しつける限り、道内の鉄道は限りなくゼロに向かっていくことは間違いありません。

道民は、1900年代初めごろに逆戻りさせるような道政は決して許さないということを強く指摘しておきます。

次に、カジノ等についてです。

カジノの誘致によって生ずるギャンブル依存症の増加の深刻さが知事からは語られませんでした。

しかも、基本的な考え方で示した道の取り組みが社会的影響の低減に資すると、明確な根拠もなく答弁されたことは重大です。依存症等の実態調査を行うといまだ明言しない知事の姿勢が、道民の不安をさらに増大させていると言わざるを得ません。

北海道児童青年精神保健学会のカジノ問題ワーキンググループ代表の黒川新二医師は、道議会議員に宛てた手紙の中でこう訴えています。

賭博は何も生み出しません。現出するのは人間の不幸だけです。カジノ誘致は、地域経済を破壊し、住民の心と家庭を荒廃させて、北海道の致命傷となる可能性があります。

この言葉は、私たち道議会議員はもとより、知事自身にも向けられています。

この言葉を重く受けとめるならば、カジノの誘致は断固行わないことを決断すべきと強く指摘します。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、国民健康保険に関し、保険料の算定などについてであります。国民健康保険法では、保険料の算定に当たって、均等割保険料を課すこととされ、平等割保険料については、市町村の判断で課すことができるとされており、保険料の算定方式は、市町村において、地域の実情に応じて定めているところであります。

均等割保険料については、全国知事会と連携し、子どもに係る保険料の軽減を国に要望しており、国においては、こうした制度について、国保基盤強化協議会において議論していることから、こうした協議の場で検討されるものと考えているところであります。

次に、国保の保険料についてであります。今後の医療費の増加などに対応するため、現在、国の社会保障審議会において、負担能力に応じた負担のあり方などについて検討されているところであります。

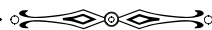
道といたしましては、保険料水準に大きな影響を与える国の財政支援について、全国知事会などと連携し、引き続き、拡充を求めるとともに、市町村と連携して、保険料水準の平準化に取り組むなど、新たな国保制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 宮川潤君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩



午後3時12分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

道見泰憲君。

○17番道見泰憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、高橋知事、公営企業管理者に質問をさせていただきます。

新エネルギー導入の加速化については、会派や定例会、委員会を問わず、さまざまに議論をされてきたところでありますが、今回は、私が、民間と実際に取り組み、具体的に感じた課題や問題点などを引き合いに出しながら、質問をしたいと思います。

まず、エネルギー地産地消スタートアップ支援事業の状況について伺います。

道は、昨年度の新エネルギー導入加速コーディネート事業に続き、本年度、エネルギー地産地消スタートアップ支援事業を行っています。

まず、本事業のこれまでの経過と、本年度の事業の状況について伺うとともに、成果について伺います。

次に、調査対象となっている市町村の実態について伺っておきます。

市町村が具体的な取り組みに至れない理由は、昨年度のコーディネート事業のアンケート結果からも判明しているように、資金不足と人材不足であることは明白です。

よって、道庁が自治体のみを相手に幾ら調査を続けて、つもりを把握できたとしても、それが事業となって実現していくまでに至るには、遠回りな時間と労力が必要となってしまうのではないのでしょうか。見解を伺います。

次に、この事業の対象について伺っておきます。

本事業は、自治体またはコンソーシアムが対象となっておりますが、今申し上げたとおり、自治体が新エネルギー事業に着手していくために必要な資金と人材は民間にあるのであって、この民間力をいかに活用できるのかが加速化のポイントになると考えます。

よって、本事業の役割は、自治体やコンソーシアムの意向調査にとどまることなく、新エネルギー事業を予定する民間事業者の意向調査を広く進め、それらをマッチングさせることによって、具体的な事業の実現を果たすことができるようにすることです。

知事は、本事業の対象者に民間企業を加えて、それらをマッチングさせることを事業の柱とすることで、より着手しやすい環境を生み出さなければなりません。今回の提案についての見解を伺います。

次に、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業について伺います。

道は、平成28年度に、新エネルギー導入加速化基金を創設し、その財源をもととして、平成29年度からエネルギー地産地消モデル事業に取り組み、これまでに5カ所の事業を採択してきました。

まず、本事業のスキームについて伺います。

この事業の補助は、事業期間が5年以内で、総額で5億円とされています。

この事業はモデル事業であるからこそ、さまざまなトライ・アンド・エラーを繰り返すことが

できるものであられなければならない、道が高い確実性を求めるならば、それはモデルである必要はありません。

例えば、特定目的会社などの事業体が使い勝手のよいモデル事業の補助金として、市町村に拠出することを前提とするならば、特定目的会社が必要とする用地代金や後の固定資産税等の減免資金として使うことができるようにしつらえて、支給額も1億円程度に圧縮することで、採択件数をふやすことのほうが、本事業の目的である導入の加速化に資することになると考えております。

次年度以降に向けた事業の見直しが必要です。知事の見解を伺います。

次に、道内の自治体の現状について伺います。

新エネルギー導入に向けて、地域が抱える課題はさまざまです。地域資源を活用し、その地域の産業となり得る仕組みを構築しなければなりません。

政策メニューとしての新エネルギー導入の加速化については、道や国によって優先順位が高い政策として取り上げられ、交付金、補助金がつきやすく、自治体にとって手の出しやすい政策であると捉えられています。

一方で、過去にその地域で起きた環境問題や、新エネルギー事業に関する失敗例、破綻例などがブレーキを踏ませてしまっていることも強く感じたところです。

自治体は地域をまとめることができません。いわゆる、よそ者に対する反応は、必ずしも歓迎の雰囲気になるとは限らないからであります。

先見の明がある首長みずから先頭に立って政策を牽引する場合はまだしも、持ち込まれた政策として、石橋をたたいても渡らない自治体をその気にさせていくことは、かなりハードルの高い作業となります。

道もそうであるように、自治体でも、部局をわたる政策、施策に対する縦割りな行政体質がさらにハードルを高くしていることも事実です。

知事は、この現状をどのように捉えていて、自治体と一緒にどのように政策をさらに推進させていく考えであるのか、また、必要とされる人材をどのように確保していく考えであるのか、見解を伺います。

次に、民間力の活用について伺います。

これまで述べたように、新エネルギー事業に対する膨大な知見や経験は民間にあるのです。国内に限らず、欧州を先進とした世界に、実に興味深い実例が存在しています。

国内における北海道の位置づけは、知事も新エネルギー源の宝庫と自負をしているように、優位性が保たれているように私も感じていましたが、視野を広げ、国内や世界の先進技術、ビジネスモデルの視察等を通して学ぶと、むしろ、道内における新エネルギー事業は、孤立した環境、いわゆるガラパゴス化しているように思えてくるのです。

新エネルギー源に恵まれているからこそ、知恵や努力が足りなくなっているのが北海道の現実であることを思い知らされています。

国内や世界の新エネルギー事業に対する市場の投資意欲は衰えていません。道内においても、民間による多くの取り組みや旺盛な模索例をよく耳にします。

新エネルギー事業に必要な設備費は決して少ないものではなく、中小規模の事業者が安易に取り組めるものではありません。

まして、系統接続の容量が極端に限られている道内の事情にあっては、事業着手に欠かせない三種の神器と言われている用地と地域資源は用意できたとしても、送配電線との接続がままならず、意欲はあっても断念せざるを得ない例を山ほど見聞きしてきました。

自治体の本政策への積極的な着手を果たしていくためには、道によって、いかに民間が参入しやすい環境を整えていくかが鍵となります。

これまで質問してきた内容も踏まえて、各事業の見直し、そして、実質的な導入の加速化を実現させなければなりません。必要とされている視点を見定めた上で、事業の見直しが必要です。知事の見解を伺います。

系統接続について伺っておきます。

北海道内の系統接続の状況については、道央圏の一部に限って系統接続が可能となっているのみで、道内のほぼ全域にわたって系統接続ができない状況が続いています。

これらの接続の可否については、基本的に、北海道電力のホームページ等で公開されている地域別の系統空容量一覧表を参考にしながら、その接続箇所を担当する北海道電力の支店等で確認することとなります。

しかし、その一覧表にあらわされている空き容量は特別高圧連系のものであり、高圧連系については、事前相談の申し込みによって初めて知らされるものであり、事業者が事業検討するに当たって右往左往しなければならないことが課題となっています。

また、本年10月1日から、系統空容量一覧表の書式が全国的に変更されていて、改善は認められるものの、いまだに、道内における新エネルギー導入の加速化にとって大きな障害になっていることは明らかです。

そのような中で、本年10月の報道によると、経済産業省は、再生可能エネルギーの核となっている太陽光発電の固定価格買い取り制度を大幅に見直すことを発表しています。

まず、空き容量の情報公開の方法について伺います。

先ほど述べた空き容量の情報公開の方法や、事業着手を諦めた業者が放棄した容量については、早い者勝ちの状態で行き渡されているのが現状です。これでは、いつまでたっても、道内における新エネルギー導入の加速化が鈍化したままとなってしまいます。

道は、国と北海道電力と協議を進めながら、事業者にとってわかりやすい空き容量情報の公開を目指す必要があります。見解を伺います。

次に、空き容量の有効活用について伺います。

空き容量情報について、なかなか適切な情報につかめない事業者に、公正で公平な機会を提供する役割が道にあると考えています。

よって、系統別の空き容量と、今後の国の方針や事業着手の断念によって出てくる空き容量について、北海道電力任せにするのではなく、国と道も加わって一括管理し、系統接続権を、先ほど論じたスタートアップ支援事業等で、地域の市町村と民間企業等をつなぐことにより、導入の加速化を実現していくことができます。

例えば、私に言わせれば、系統接続権を入札によって分配することができるのではないのでしょうか。その落札金額については、北海道新エネルギー導入加速化基金に繰り入れて、道内における導入拡大につなげていくことができればよいと考えます。

入札については、別の議論をまつことにはなりますが、少なくとも、北海道電力だけに任せて早い者勝ちにしておくことは好ましい状態とは言えません。見解を伺います。

次に、企業局による取り組みについて伺います。

企業局では、水力発電による電気事業と工業用水道事業に取り組んでいることは承知しております。

私は、より積極的に事業展開を図るべきであると考えたところですし、その機会に恵まれていることを自覚しなければなりません。企業局は、自身でより稼ぎ出すことに注力することが必要です。

企業局が抱える工業用水道事業における累積赤字は深刻さを増していて、将来的に発生することが避けられない、管渠や管路、浄水場等の更新、改修といった資産的投資についても、膨大な費用が見込まれているところであり、それらの費用の工面に四苦八苦していることは自明です。

まず、企業局による事業展開について伺います。

企業局がみずから財源を確保する手段として、事業の展開を図ることは、逼迫する道財政の負担軽減に直結することであり、何ら引きとめられる理由が見当たらないのだと考えています。

あくまでも、地方公営企業法の枠の中で新エネルギー事業に取り組むことや、地域の電源、地域資源の活用により、公的使命を果たすことができるように、固定価格買い取り制度を活用した電気事業や水道事業の展開を図ることが必要です。

その中でも、小水力やバイオマスなど、比較的安定した、定格で稼働が可能な発電事業に取り組む考えがないのか、見解を伺います。

次に、熱エネルギーの活用について伺います。

もともと、水道事業で水資源を取り扱うことになれている企業局だからこそ着手しやすいものに、熱エネルギーがあります。発電時に発生する膨大な熱エネルギーを水で転換して売熱することが可能です。

熱エネルギーは、さまざまな施設で使用されていて、現状では化石燃料によって生み出されているものと承知しております。それを転換していくことも、環境保全の観点から推奨されるべきことだと考えています。

工業用水道事業を行っている工業団地内にはさまざまな企業が立地しています。顧客は既に存在しているのです。

バイオマス発電などによって生み出した電力を固定価格買い取り制度で販売し、同時に生み出されている熱力で、工業用水を媒介とした熱エネルギーを隣接する企業に販売することが可能となります。

ぜひとも取り組んでいただきたいビジネスモデルであると考えていますが、見解を伺います。
次に、企業局の新たな役割について伺います。

私は、賦存していても活用できていない木質資源の代用として、畜産ふん尿や食品残渣から製造できる発熱電向けのバイオマス燃料の製造など、ガラパゴス化が進んでしまっている道内の新エネルギー向け技術に、新たな活路を見出す役割も企業局にあるものと考えています。

例えば、畜産バイオマス発熱電に必要なメタンガスは運搬することができないために、酪農家などの原料調達先からそう遠くない場所を選択するしかできませんでした。

一方で、道央を中心とした都市部でしか系統接続は実現できませんが、そうしたところでは、環境や臭気の課題などがつきまとい、事業の実現になかなか到達できない例が山ほどあったことを承知しています。

しかし、私が先日視察してきた最新の技術によると、畜産ふん尿や食品残渣、道路脇の雑草、街路樹を剪定した枝葉、さらに、木質バイオマス資源には不向きとされているバークでさえも、バイオマス発熱電原料として加工することが可能であることがわかりました。

この原料は、ほぼ無臭化することができて、運搬することも可能です。この技術は、はっきり言って驚きであります。

さらに、既に固定価格買い取り制度で事業着手されていて、間伐材や未利用材などの木質原料の確保に苦慮し、一般材、廃材、化石燃料の混合を原料としている事業者が、この原料を使用する手続を済ませることで、電力の販売価格を1.6倍から2.2倍程度にまで改善させることができることを確認しています。これは、いわば、道内における革命にも等しい技術であると捉えています。

今紹介した新技術にとどまることなく、工業試験場と連携することで、北海道に世界の技術を取り込み、稼ぎ出す役割が企業局にはあると考えております。見解を伺います。

次に、企業局が稼がなければならない理由について伺っておきます。

これまで述べた中でも触れていますが、更新、改修に必要な費用や赤字の総額は明確になっています。

しかし、その全てを税金で賄っていくほど、道財政に余裕はありません。まさしく、企業局がみずから稼ぎ出して、それらに投資していかなければならないのです。

よって、その全てではないにしても、しっかりとした計画や目標を持って、その必要額を稼ぎ出していくことを求めているのです。

企業局は、その使命を果たすために、地方公営企業法の枠の中で、胸を張って事業展開を実現させることが必要です。公営企業管理者の見解を伺います。

次に、道の役割と未来像について伺います。

道が推進している新エネルギー導入の加速化には、いまだ多くの課題が山積しております。道が掲げる政策を道の力のみで推進することはできませんし、民間の力のみで加速化させていくにも、規制や制約が多い現状では、加速化までには至っていないのが現状であると考えています。

道は、何が障害となっているのか、何がとどまらせる原因となっているのかについて、民間事業者と一体となって検証し、そのハードルを乗り越えていく手段を編み出す役割があるのだと信じています。

新エネルギーの分野にあっては、道のより積極的な姿勢が必要です。みずから取り組み、民間と一緒に、新エネルギー大国の実現を果たさなければなりません。

民間がより参入しやすい市場づくりを実現させるための道の新エネルギー政策について、知事の新たな覚悟と決意を伺っておきます。

次に、道の事業継続計画についてであります。

道は、地震を初めとする大規模災害等により、道民生活に深刻な影響を与える事態が発生し、道自身が被災した場合にも、優先度の高い業務の継続が可能となるよう、北海道庁業務継続計画、いわゆる道庁版BCPを策定していますが、この計画で想定する災害は、札幌周辺の大規模地震や洪水となっており、道庁本庁舎が自然災害の直撃を受ける事態を想定したものとなっています。

しかし、このたびのような、札幌から比較的離れた地域で発生した地震などをきっかけとする大停電も、道の業務継続に大きな影響を与えることが明らかとなりました。

道では、現在進めている検証委員会の検証結果等を踏まえ、道の事業継続計画の見直しを行うものと考えますが、その際には、自然災害とは関係なく発生する可能性がある大規模停電も、想定災害として位置づけ、道の事業継続計画の実効性を高めるべきと考えます。道の見解を伺います。

次に、市町村の業務継続計画について伺っておきます。

市町村においても、道と同様に事業継続計画の策定を行っていますが、計画の内容が不十分であったり、このたびの大規模停電では、非常用電源がないか、あっても十分な機能を果たせず、業務継続に支障が生じたケースが相当数に上ったと聞いております。

市町村は、自然災害等が発生した場合には、住民の避難や復旧・復興対策など、災害対策全般の中心とならなければならない重要な機関であるにもかかわらず、非常時の備えが十分でないことは、憂慮すべき事態であると言わざるを得ません。

職員数が限られている市町村では、BCPの策定にまで手が回らないとの声も聞きますが、道は、こうした市町村の状況をどのように受けとめ、今後、どのようにしていく考えなのか、伺います。

最後に、今回質問させていただいた項目については、引き続き、各委員会等で議論を深めて、確実な成果としてまいる決意と覚悟を申し添えて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）道見議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、新エネルギー導入の促進についてであります。エネルギーの地産地消を推進するためには、地域において自立的に確保が可能なエネルギー資源の効果的な活用に向けて、民間企業が持つノウハウを生かすとともに、地域が一体となって取り組むことが必要であります。

このため、道では、地域新エネルギー導入コーディネーターの派遣により、市町村を中心に、民間企業や団体を含むコンソーシアムなどへの支援を行っているところであり、本事業の実施に当たっては、民間団体などを通じた周知を行い、積極的な活用を促しているものであります。

道といたしましては、本事業によるコーディネーターの助言を通じて、民間企業を含めた、地域におけるエネルギーの地産地消の取り組みの掘り起こしなどに努めるほか、市町村に対し、民間企業の情報の提供や意見交換を行うなど、民間事業者の幅広い参入を促進しながら、新エネルギー導入の加速化を図ってまいる考えであります。

次に、モデル事業についてであります。地産地消を促進するためには、地域における需要に見合った事業規模や効率的な設備設計などの検討をもとに、地域が一体となって取り組みを進めることが必要であります。

こうした事業化に至るまで時間を要するエネルギーの地産地消の取り組みを促進するため、道では、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的、効率的に利用し、エネルギーの地産地消の事業化に向けたモデルとなる取り組みに対し、複数年にわたり継続的な支援を行っているところであり、こうしたモデル事業の推進とともに、設計や設備の導入など、取り組みの段階に応じた支援を行うなど、地域、企業の皆様と連携しながら、エネルギーの地産地消の取り組みを全道に広げてまいります。

次に、新エネルギー導入に向けた取り組みについてであります。本道に豊富に賦存するさまざまなエネルギーを活用し、活力ある地域社会の実現に寄与していくことは重要であり、新エネルギー導入加速化基金を活用し、民間のノウハウも生かした事業の推進を図るため、市町村のほか、市町村と団体、民間企業を含むコンソーシアムに対して支援しているところであります。

道といたしましては、自立的に確保できるエネルギー資源を、熱や電気など多面的に利用する多様なモデルの創出を図るなど、本道における新エネルギーの効果的な活用に向け、事業メニューの工夫なども行いながら、地域や企業の皆様と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、新エネルギー導入の拡大についてであります。本道では、メガソーラーに関する事業計画が急速に進む中、多くの地域で、系統接続に必要な送電線の容量が不足しているところであります。

このため、道では、系統容量の確保に向け、国に対し、太陽光発電など、FIT認定済み未稼働案件の見直しなどを求め、地域資源を活用しながら取り組む、出力変動が少ないバイオマス発電などの優先接続に向けた制度の早急な整備を働きかけているところであります。

加えて、本道の豊富で多様なエネルギー資源が、我が国全体のエネルギーミックスの実現にも

貢献し得るとの観点から、北本連系線を初めとする送電インフラの整備などを国に要請するとともに、北電に対し、電力の安定供給と系統接続などを初め、再生可能エネルギーへの積極的な取り組みを求め、引き続き、本道における新エネルギー導入の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

次に、新エネルギーの導入についてであります。出力変動やコストなどの課題を有する新エネルギーの一層の導入拡大を図るためには、民間事業者等の幅広い参入を促進しながら、地域の特性に応じた、事業性のあるモデルを創出することが重要であります。

本道は、系統に制約がある一方、バイオマスをはじめ、身近な地域で自立的に確保できるさまざまなエネルギー資源を有しているところであり、道といたしましては、今後、本道の特性や、再生可能エネルギーの主力電源化を目指した国の動きを的確に捉えながら、北海道を、次世代の新エネルギーの活用に向けて、多様な自立モデルの実証、実践の地とするとの新たな考え方を加え、新エネルギー導入加速化基金を活用し、地域に賦存するエネルギーを複合的に活用し、熱や電気などの多面的な利用を図る取り組みの普及を進め、地域、企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

最後に、道の業務継続計画についてであります。道では、地震や洪水など、大規模な自然災害を想定し、災害発生時における職員の参集体制や優先して行う業務などについて、北海道庁業務継続計画として定めているところであります。

このたび発生した胆振東部地震では、地震に加え、道内全域に及ぶ大規模停電により、職員の登庁に支障が生ずるなど、業務遂行に当たって一定程度の影響が及んだところであります。

このため、道といたしましては、今後、自然災害に加え、新たに、大規模停電の発生についても想定するほか、来年度の早い時期に取りまとめられる、災害対応の検証結果を踏まえ、速やかに業務継続計画を見直すとともに、さまざまな事象を想定し、訓練を繰り返し実施するなど、非常時において必要な業務が的確に遂行できるよう努めてまいりたいと考えています。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、新エネルギー導入の加速化に関し、地域に対する支援事業についてであります。道では、身近な地域で自立的に確保が可能なエネルギー資源を効果的に活用する取り組みが、より一層、道内各地で進められるよう、エネルギーの地産地消に関するコーディネーターを希望する市町村に派遣し、必要な助言や情報提供を行っているところであり、昨年度は14の市町村に対し、また、今年度はこれまでに10の市町村への派遣を実施し、引き続き、派遣要請を受け付けているところであります。

これまでの派遣により、調査資料の作成や地域の合意形成に向けた支援を行い、八雲町では、新エネルギー導入に向けた設計に着手するといったように、市町村の取り組みが促進されているところであります。

次に、市町村に対する取り組みについてであります。道が行ったアンケート調査では、9割以上の市町村が、補助金など費用面での支援を望み、4割以上が、専門人材の派遣などを望んでいるところであり、また、市町村からの聞き取りによりますと、導入の検討を行う際の相談相手がわからないといった、専門人材の不足を挙げる例が多かったところでもあります。

道といたしましては、こうした課題の解決に向け、市町村に対し、先進事例など、必要な情報の提供や、事業推進に向けた専門的な知見に基づく助言を行うなどして、事業の掘り起こしを図っているところであり、こうした支援を通じ、身近な地域で自立的に確保できるエネルギーの効果的な活用に向け、市町村が企業と連携して取り組んでいけるよう努めてまいります。

次に、新エネルギー導入に係る自治体の状況についてであります。道内には、エネルギー資源に恵まれていながら、必要な専門人材の不足や相談先がわからないなどの理由で、新エネルギー導入に向けた具体的な取り組みに至らない市町村もあり、地域の取り組みを促進するためには、専門人材の関与が必要と認識いたしております。

このため、道では、希望する市町村に対し、地域新エネルギー導入コーディネーターを派遣し、エネルギーの地産地消に係る事業計画の策定や、地域の連携体制の構築などの支援を行っており、地域省エネ新エネ導入推進会議やセミナーなどを活用し、地域の人材のノウハウの習得と交流促進に努めているところでもあります。

今後とも、こうした取り組みを通じて、地域における専門人材が育まれるよう取り組んでまいります。

最後に、送電線の空き容量の情報についてであります。国では、電力システムを利用している発電設備設置者にとってシステムに関する情報は極めて重要との考えに基づき、システム情報の公表の考え方を示しているところであり、北電においても、この考えに基づき、ホームページにおいて、システム接続の検討における参考資料として、システム空容量マップとシステム空容量一覧表を公開し、現在、道内の多くの地域において、システム接続に必要な空き容量がないとしているところでもあります。

道といたしましては、新エネルギーの導入に取り組もうとする事業者には、送電線の空き容量に関する情報をわかりやすく提供することは重要と考えており、今後とも、北電に対し、空き容量の情報公開を的確に行うよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）市町村の業務継続計画についてであります。市町村は、災害発生時には、災害対策本部を設置するとともに、庁舎が被災者支援の拠点ともなりますことから、あらかじめ計画を策定の上で、たとえ被災した場合でも、優先的に実施すべき業務の継続性などを確保しておく必要があると認識いたしております。

しかしながら、道内では、全ての市町村において計画が策定されているものの、非常用発電機の確保や非常時優先業務の整理など、国が特に重要な要素としております6項目の全てを満たし

ているのは21の市町村にとどまっているところであります。

このため、道といたしましては、市町村を対象に研修会を年度内に開催いたしますとともに、国の支援制度の活用を初め、それぞれの市町村の状況を踏まえ、さまざまな助言を行うなど、早期に業務継続計画が適切に整備され、道内の市町村における災害時の業務が円滑に遂行できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 公営企業管理者浦本元人君。

○公営企業管理者浦本元人君（登壇）道見議員の御質問にお答えをいたします。

企業局による新エネルギー事業の取り組みに関し、まず、事業の展開についてであります、これまで、企業局では、道内の電力の安定供給の一端を担うため、電気事業を運営するとともに、産業のインフラとして、工業用水を安定的に供給するため、工業用水道事業の運営を行ってきたところであります。

こうした中、電気事業につきましては、固定価格買い取り制度、いわゆるFITを活用し、当面は安定的な収益を確保することが見込めるものの、工業用水道事業につきましては、需要の減少などにより、厳しい経営状況となっております。

このため、企業局といたしましては、将来に向け、より安定した経営基盤を確立するため、電気事業につきましては、引き続き、FITを有効に活用し、FITの適用を見込むことができる新たな電源の開発についても検討するなどして、安定経営に取り組んでいくとともに、工業用水道事業につきましては、より一層の収益の確保に向け、電気、工水の両事業の連携なども視野に入れながら、これまで取り組んでいなかった新たな分野についても研究を進める必要があると考えております。

次に、熱エネルギーの活用についてであります、現在、道内におきましては、上士幌町での、家畜ふん尿を主体としたバイオガスによる電気・熱供給や、南富良野町での、木質バイオマスによるバイナリー発電と熱供給など、地域の再生可能エネルギーを利用した熱の有効活用を図る取り組みが進められていると承知しております。

企業局といたしましては、今後とも、持続的な経営を行いながら、再生可能エネルギーの利用を推進していくためには、これまで取り入れていなかった熱エネルギーの活用について検討することも重要であると考えており、今後、事業への導入可能性について検討するため、まずは、これらの取り組みを初め、さまざまな事例について情報収集に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業局の役割についてであります、企業局では、みずから電力を安定的に供給することはもとより、発電事業を通じて培った技術やノウハウを活用した、地域の再生可能エネルギーの普及促進に取り組んできたところであります。

そうした中、増加する自然災害や環境保全の要請など、近年の社会情勢の変化にも適切に対応するためには、再生可能エネルギーの普及促進のための新たな技術や、当局が取り入れていない

既存技術などを活用していくことも必要であると考えており、企業局といたしましては、今後、こうしたことについて、専門的な知識を有する試験研究機関などとも連携しながら、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

最後に、今後の事業展開についてであります。近年、企業局を取り巻く経営環境は、電力システム改革や、産業構造の変化などによる水需要の減少、施設の老朽化、耐震化に伴う更新投資の増大など、一層厳しさを増しており、安定した事業運営を行うためには、収益性の向上を初め、経営基盤の強化などを進め、議員が御提案のとおり、まさに稼ぐことが重要であると考えます。

一方で、再生可能エネルギーの普及促進に向けては、企業局みずから新たな事業に取り組むことも重要であると考えております。

このため、企業局といたしましては、既存の水力発電事業や工業用水道事業を安定的かつ効率的に運営していくことはもとより、経済性の発揮と公共の福祉の増進という、地方公営企業法の経営の基本原則を踏まえた上で、再生可能エネルギーを活用した新たな事業も含めた、さまざまな事業展開の可能性について、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 道見泰憲君の質問は終了いたしました。

村田憲俊君。

○63番村田憲俊君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、国際会議に関し、G20観光大臣会合について伺います。

来年6月、大阪でG20首脳会合が予定されており、この機会に合わせて、関係閣僚会合の一つである観光大臣会合が10月に後志管内の倶知安町で開催されます。

御承知のとおり、倶知安町エリアは、世界有数のウインターリゾートとして大きく発展を続け、観光による地域創生の成功例として、政府関係者も高い関心を示しており、8月には、内閣官房長官が、大臣会合の開催予定会場やその周辺地域を視察されております。

この会合の開催の機会に、各国の大臣クラスを初め、世界の政府関係者や観光関係者に、観光による地方創生のトップランナーと言っても過言でないこの地をごらんいただくことは、大変意義深いものであると考えます。

第2回定例道議会での、この会合に関する我が会派の同僚議員の質問に対して、知事は、「来道される各国の参加者などに広くアピールをし、北海道のブランド力を一層高める」と答弁しており、後志管内を初め、北海道の魅力の発信に向けた準備を進めていると伺っていますが、ただ魅力を発信するだけではなく、どのように、来道された各国の関係者に北海道の魅力を印象づけるかが重要であります。

そこで、以下伺います。

観光大臣会合の開催に向けた受け入れ体制として、倶知安町では、地元の観光関係団体や町内

会連合会、高校などで構成される倶知安町G20観光大臣会合推進町民会議を設立して、町民の機運の醸成や、おもてなし事業の実施などに取り組む予定としており、一方で、観光大臣会合の成功に向け、後志管内にとどまらず、関係団体や関係市町村との連携によるオール北海道での体制を整備するため、道においても、6月には、官民連携による推進会議を設立したと承知しております。

既に、会合の開催まで1年を切ったところですが、今後、関係団体との連携を一層深めて取り組みを進めることが必要と考えます。

道は、観光大臣会合の開催に向け、どのような体制を構築し、支援や魅力発信を行うのか、伺います。

この国際会議をオール北海道で盛り上げるためには、倶知安町民のみならず、広く道民にも周知し、観光大臣会合の道内での開催の意義を理解していただき、機運の醸成を図ることが大切です。

2010年に札幌市で開催された日本APEC貿易担当大臣会合に向けては、道民が一丸となったおもてなしの心を表現するため、簡潔でわかりやすい「北海道で深めようアジア太平洋の絆」というキャッチフレーズを用いて、道民にさまざまな情報提供を行っていたと記憶しています。

来年のG20観光大臣会合の開催に向けて、道は、道民に向けた広報や啓発をどのように行っていく考えなのか、伺います。

次に、「世界津波の日」高校生サミットについて伺います。

「世界津波の日」高校生サミットは、各国の未来を担う高校生が一堂に会し、津波の脅威やその対応を学ぶ場として、一昨年の高知県を皮切りに、昨年は沖縄県、ことしは和歌山県でそれぞれ開催されています。

私も、先日、道内からの2校6名を含む、世界の約50カ国から約400名の高校生が参加して開催された今年のサミットを参観する機会があり、各国の将来を担う若者たちが熱心に議論する姿を目の当たりにし、大いに感銘を受けてまいりました。

「世界津波の日」を契機とした啓発や対策に関しては、現在、国が見直しを進めている国土強靱化基本計画の案においても、新たに、我が国は強靱化に関するさまざまな分野において国際社会に貢献していくことが重要とし、具体的には、国連で11月5日が「世界津波の日」として制定されたことを受け、世界各地における津波に対する意識の向上のための啓発活動や津波対策の強化などを通じ、イニシアチブを発揮していくとともに、世界をリードしていく役割が求められるとの記述が盛り込まれています。

知事は、第2回定例会において、我が会派の同僚議員の質問に対し、「世界津波の日」高校生サミットの本道での開催について検討してまいると答弁されておりますが、その後の検討状況はどのようなになっているのか、伺います。

今回、和歌山でのサミットを視察して強く感じたことは、ホストとして活躍した主催県の高校生の意識の高さと徹底した事前学習です。

国連による「世界津波の日」の制定は、今から164年前の11月5日に発生した安政南海地震による津波が現在の和歌山県広川町を襲ったことに由来しており、和歌山県では、もともと、防災教育に熱心に取り組んできたという歴史があります。

さらに、今回のサミットの開催に当たっては、県内からの参加者を対象に、地震、津波の脅威や対策のみならず、英語による質疑応答、討論の仕方についても、気象台、JICAなどと連携し、事前学習を行ったと承知しており、道においても、サミット本来の目的に加え、高校生たちの国際理解の促進にも寄与するよう検討する必要があると考えます。

他方、国外からの参加者は、将来、自国のリーダーとなり得る高校生であり、地震・津波対策や災害対策といった防災学習にとどまらず、例えば、本物の雪と触れ合うといった演出や、アイヌ舞踊など、本道ならではの文化に触れる企画、さらには、10月に倶知安町で開催されるG20観光大臣会合とのコラボなど、このサミットを機に、広く北海道を知ってもらい、帰国後も、また北海道に行きたい、あるいは北海道と交流したいという思いを持ってもらえるような内容、プログラムについても検討すべきであり、そのためにも、地元の高中生との積極的な交流を促す必要があると考えます。

このように、この高校生サミットには、津波防災教育面での国際貢献に加え、参加国と北海道との交流の種をまくといったことも期待されます。

こうした私の思いについては、和歌山での関係者との懇談の場において非常に好意的に受けとめられ、来年の本道での開催に意を強くしたところでありますが、サミット開催に向け、道としてどのように対応されるのか、お伺いをいたします。

次に、水産振興についてです。

本道は、漁業生産が、数量、金額ともに全国の約20%を占め、国内における水産物供給基地としての役割を担っておりますが、平成28年北海道水産現勢によると、本道の漁業生産は、86万トン、2951億円となっており、現在の統計をとり始めた昭和33年以降、初めて100万トンを下回り、29年についても、ホタテガイの減産や、アキサケ、サンマなどの主要魚種の不漁により、概報では、85万4000トン、2790億円と、2年連続で、100万トン、3000億円を下回るという、かつてない厳しい状況にあります。

道では、漁業生産の回復に向けて、ニシンやヒラメなどの栽培漁業、ホッケなどの資源管理の取り組みを推進していますが、長期的な視点に立って、本道の沿岸域の生産力をふやしていくための取り組みを進めることが重要と考えておりますので、以下、本道の水産振興に向けて、漁場管理の基本となる磯焼け対策を中心に伺ってまいります。

沿岸域では、海藻が生い茂っている場所を藻場と呼んでおり、海の揺りかごとしての役割を果たすとも言われております。

藻場は、水産物が再生産され、循環していく過程の中で重要な役割を果たしていますが、高度経済成長期以降、さまざまな原因によって全国的に減少傾向にあります。

本道では、磯焼けと呼ばれる、藻場が消失する現象が日本海沿岸を中心に顕著になっており、

漁業者を悩ませる大きな問題として、以前から指摘されているところであります。

私も、道議として、最初に、磯焼けを何とかして食いとめたいという思いから、議会でも議論をしており、藻場の回復こそが、沿岸漁業の発展、振興に最も必要なことだと考えております。

道は、藻場の機能や役割をどのように認識しているのか、また、本道における磯焼けの現状はどのようになっているのか、伺います。

対策について伺います。

過去には、原因不明と言われていた磯焼けですが、研究が進んで、原因が随分と明らかになってきておりますが、具体的な対策は十分ではありません。

とりわけ、日本海海域では、昆布などの大型海藻が消え、石灰藻で海底が真っ白に覆われる、海の砂漠化と言われる磯焼けが長期間続いており、漁業生産に深刻な影響を与えております。

道では、市町村や漁協、試験研究機関などと連携して、さまざまな対策に取り組んできていますが、私の地元・岩内町では、青年部の漁業者が、新たな対策として、これまで磯焼け対策として除去してきた実入りの悪いウニを活用したウニ養殖に取り組んでおります。

実入りの悪いウニを漁港などに設置した養殖かごに入れ、餌となる昆布を定期的に与え、短期間で実入りを改善し、年末年始の端境期を目がけて高値で出荷するという取り組みで、試行錯誤しながらの生産ではありますが、倶知安、ニセコを訪れる外国人観光客の方々を中心に、需要を開拓するなど、インバウンド需要の創出にもつながっている取り組みとして成果を上げております。

こうした若い力が意欲を持って永続的に取り組みを進めるためにも、着実な藻場の造成が必要と考えます。

道が取り組んできた磯焼け対策の成果はどのようになっているのか、また、これまでの取り組みで明らかになった課題と、その課題を踏まえ、今後、どう取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、道路整備に関し、高規格幹線道路の整備について伺います。

今週の土曜日に、平成18年度からNEXCO東日本により整備が進められてきた後志自動車道の余市—小樽間がいよいよ開通を迎えることになっております。

また、これに先立ち、先月の23日には、北海道開発局が整備する同じく後志自動車道の倶知安—共和間が着工されました。

この後志自動車道が完成すれば、新千歳空港や札幌から倶知安までの所要時間は大きく短縮され、アクセス性のよさが、世界水準の観光地を目指すニセコ地域の大きな魅力の一つに加わり、より一層のインバウンド拡大が期待されます。

現在、全道各地では、インバウンドを初めとする観光振興の取り組みが進められ、また、訪日外国人観光客のレンタカーを利用した周遊観光が増加している中、このような高規格幹線道路の整備による観光地へのアクセス向上は、本道のインバウンド拡大にとって大変重要なものと考えております。

しかしながら、本道の高規格幹線道路の整備は、本州に比べて大変大きくおくれており、未着手の区間も多数存在し、また、全道各地で整備が進められている区間でも、着手から完成までに多くの時間を要している状況となっております。

観光産業を本道経済の戦略的産業と位置づける北海道にとって、本道における高規格幹線道路ネットワークの早期形成に向けた事業実施区間のスピードアップ、未着手区間の早期着手を求めていくことが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、道道の整備について伺います。

本道のインバウンド観光の拡大に向け、観光地への円滑なアクセスを実現するためには、高規格幹線道路の整備とともに、高速道路、国道などと連携する道道の整備も重要になってくるものと考えております。

一般道としての道道の整備について、今後、どのように進めていくのか、お伺いします。

最後に、景観に配慮した道路整備について伺います。

倶知安町で来年10月に開催予定のG20観光大臣会合の場所が、ニセコ花園リゾートに決定いたしました。

倶知安・ニセコ周辺地域は、御承知のとおり、国際観光都市として、国内外から観光客が多く訪れているとともに、海外投資により、ホテルなどの建設が積極的に行われ、まだまだ発展が見込まれている地域となっております。

ヒラフスキー場につながる道道ニセコ高原比羅夫線では、無電柱化事業により、すぐれた景観、美しい町並みが形成されました。

インバウンドの受け入れ環境を整える意味においても、道路整備に当たって、景観に配慮した無電柱化事業などをさらに進めるべきと考えますが、所見についてお伺いをいたします。

以上、再質問を留保し、最初の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）村田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、G20観光大臣会合に向けた体制づくりについてであります。G20観光大臣会合の道内での開催は、北海道の魅力を国内外に広くアピールし、インバウンドを加速させる絶好の機会であることから、会合の開催に向けた準備を着実に進めていくことが重要と認識しているところであり、先般、道庁内に専掌組織を設けるとともに、オール北海道の官民で構成する実行委員会を設立し、受け入れ体制を強化いたしましたところであります。

道といたしましては、開催地である倶知安町はもとより、全道の企業や団体と連携しながら、大臣会合に参加する各国の皆様を温かく迎え入れるおもてなしや、すぐれた自然環境、安全で良質な食といった本道の魅力を発信する地域PRなどに、官民が一体となって取り組んでまいる考えであります。

次に、「世界津波の日」高校生サミットについてであります。平成27年の国連総会における「世界津波の日」の制定を機に創設された高校生サミットは、国内外の若者たちが、地震や津波

の脅威とその対応などの学びを通じ、将来のリーダーとしての成長につながる貴重な場であり、道では、現在、来年度の本道での開催に向け、関係省庁や関係機関との調整を進めているところであります。

北海道南西沖地震やこのたびの胆振東部地震など、大規模な自然災害を経験した本道が、各国の高校生の防災意識の向上や、国土強靱化を担う人材の育成に貢献できるよう、道といたしましては、引き続き、関係機関と連携し、具体的な内容について検討を進めるなど、北海道、そして世界の未来にとって意義深いサミットの開催に向けて取り組んでまいります。

次に、水産振興に関し、磯焼け対策についてであります。道では、これまで、磯焼けの進行が著しい日本海を中心に、漁業者グループが行う、食害の原因となるウニの除去や栄養塩の添加、昆布胞子の散布などを支援してきたところであり、こうした取り組みを行った地域においては、海藻が繁茂するなどの一定の成果が見られるところではありますが、取り組みを継続しなければ効果が続かないことが課題と考えるものであります。

このため、道といたしましては、除去したウニの有効活用により、収入の増加が期待できるかご養殖を広く普及するなど、漁業者の取り組みを支援するとともに、ハタハタなどの産卵藻場や、海藻を繁茂させる増殖場を計画的に整備するなど、豊かな海づくりに向けて、磯焼け対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、高規格幹線道路の整備についてであります。高規格幹線道路は、広域観光の振興、地域経済の活性化への貢献のほか、救急搬送や災害時における代替性の確保など、道民生活、経済の面で重要な役割を果たすものであり、道では、これまで、整備促進について、国や関係機関に繰り返し要望をしてきたところであります。

このような中、今年度は、日高自動車道の日高門別—日高厚賀間や、後志自動車道の余市—小樽間など、約44キロメートルが開通する予定となっておりますが、本道の開通率は、全国に比べて依然大きく立ちおけている現状にあります。

このため、先月8日には、私自身が先頭に立ち、市町村長や民間団体の方々とともに、北海道の道路整備促進に向けた臨時大会を初めて東京で開催し、高規格幹線道路を初めとする道路整備を求める切実な思いを国などに強く訴えてきたところであり、引き続き、地元市町村や関係団体との連携を強化し、効果的な要望活動を行うなど、早期のネットワーク形成に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇） まず、G20観光大臣会合の開催に向けた道民への啓発についてでございますが、G20観光大臣会合の開催を本道の活性化に結びつけていくためには、大臣会合を北海道で迎え入れる意義などを幅広く周知し、道民を挙げて盛り上げていくことが大切であると認識しております。

このため、準備段階から道民に関心を持っていただくよう、公募によるキャッチコピー、デザイン等を活用したポスターや横断幕等を全道において広く掲示するとともに、多くの道民の方々の参加をいただきながら、カウントダウンイベントやシンポジウム等の関連行事を、開催地の倶知安町を初め、道内各地で実施するなど、さまざまな機会を活用して普及啓発を図り、道民の機運の醸成に取り組んでいく考えでございます。

次に、「世界津波の日」高校生サミットの開催についてでございますが、高校生サミットは、世界各国の高校生の防災意識の向上や、国土強靱化を担う人材の育成とともに、その開催を契機に、国際理解の向上や国際交流の拡大にもつなげていくことが重要と認識しております。

このため、過去の災害の教訓等を踏まえた防災学習の実施に加え、道内各地での高校生同士の交流や、豊かな自然、独自の歴史、文化に触れる機会の提供など、地域の特色を生かしたプログラムの工夫や、本道の魅力の発信方法についても検討が必要と考えているところでございます。

道といたしましては、本道でのサミット開催が、将来の防災リーダーの育成はもとより、国内外から参加する高校生の記憶に残り、北海道と世界各国とのきずながさらに深まるものとなるよう、道教委とも連携しながら、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）水産振興に関し、藻場の役割などについてであります。藻場は、昆布などの漁業生産の場となっているほか、魚類など水産生物の産卵や稚仔魚の生育の場であり、また、水質の浄化や、二酸化炭素を吸収する機能など、多様な役割を有しております。

こうしたことから、道としては、水産資源の維持安定はもとより、良好な沿岸域の環境を維持するためには、藻場の保全を図ることが重要であると認識しております。

また、本道における磯焼けについては、主に日本海海域で、岩礁域が石灰藻で覆われ、長期間、昆布やホンダワラ類など大型海藻類が広範囲に消失しているほか、渡島や日高管内など、他の海域におきましても、局所的に磯焼けが見られているところであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 建設部長岡田恭一君。

○建設部長岡田恭一君（登壇）道路の整備に関し、初めに、道道の整備についてであります。本道の多彩な観光資源を活用した広域観光を支える交通ネットワークづくりは、大変重要であると認識しております。

このため、道では、高規格幹線道路などへのアクセス道路を初め、主要観光地と、空港、港湾といった交通拠点を結ぶ道路の整備を進めているほか、近年、多くの外国人観光客がレンタカーを利用する実態を踏まえ、道路案内標識の英語表記に加え、駅や空港などのシンボルマーク、高速道路番号の表示など、他の道路管理者と一体となって、わかりやすい案内標識の整備に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、定時性の確保や移動時間の短縮、外国人ドライバーの安全運転への支援

など、本道を訪れる観光客の快適な旅行につながるよう、今後とも、関係機関と連携を図りながら、安全で円滑な道路交通の確保に努めてまいります。

最後に、景観に配慮した道路整備などについてであります。近年の災害の激甚化や頻発化、訪日外国人を初めとする観光需要の増加などを背景に、平成28年に制定されました、無電柱化の推進に関する法律に基づき、国の無電柱化推進計画が策定され、道では、これを受け、北海道内の推進計画の策定を進めているところであります。

無電柱化は、災害の防止や、安全、円滑な交通の確保に加え、多くの外国人が、本道の豊かな自然環境、四季折々の景観を目的に訪れていることから、景観形成を図る上で、大変重要であると認識しているところであります。

道といたしましては、多くの外国人が訪れている倶知安・ニセコ周辺地域などの観光地において、景観形成の観点からも、道道の無電柱化事業につきまして、地元自治体や電線管理者などと連携し、しっかりと取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 村田憲俊君。

○63番村田憲俊君（登壇・拍手）（発言する者あり）御答弁をいただきました。

再質問というより、指摘、また御要請をしておきたいと思えます。

G20会合については、事務レベルの準備会合もあると聞いております。時期はまだ確定しておりませんが、おおよそ5月ごろと言われておりますので、早期に盤石な体制をつくられるよう御指摘しておきます。

また、ことしは、南西沖地震による奥尻の津波災害から、ちょうど25年目の年であります。

津波サミットについても、早急に開催の意思を伝えるとともに、国内外の高校生の授業実態や時期、北海道の天候など、考慮することが数多くありますので、早急に対応を進めるよう求めておきます。

磯焼けについてでありますけれども、私が初当選したのは平成15年で、知事とは、立場こそ違い、同期の桜であります。北海道の発展、道民の福祉の向上のため、ともに道政にしっかりと取り組もう、そんな思いがありましたが、今、さらにその意を強くしているところであります。

当時、たくさん課題がある中で、一番最初の質問として、衰退する漁業問題を取り上げました。

第1期北海道水産業・漁村振興計画が策定されたときでもあり、第2回定例会で、漁業振興について、漁港整備、トド対策、密漁対策、水産試験研究など6項目についてお聞きをいたしました。特に、水産試験研究の磯焼け対策については、対応のおくれを感じているところであります。

国においては、平成19年に磯焼け対策ガイドラインがつけられました。その後、新たな知見や、間違った対応があったことから、それらの知見を踏まえ、平成27年に改訂版の磯焼け対策ガイドラインが策定されました。

それによると、急速な沿岸環境の悪化、磯焼けに対する認識の誤り、回復手法の選択の誤り、漁業担い手の減少、計画・作業に必要な知見の欠如、取り組み体制の不備、除去した植食生魚類・ウニの用途が挙げられております。

特に、急速な沿岸環境の悪化や、漁業担い手の減少が以前にも増して深刻化している中で、磯焼け対策として、国のガイドラインの中には3点ほどが盛り込まれておりますが、広大な海洋の藻場を造成するには、漁業者だけの力では到底限度があります。当然、国、道の支援が必要と考えます。

新年度は水産予算がふえるとも聞いておりますが、磯焼け対策の整備予算については聞こえてきません。磯焼け対策に係る実効性のある事業、予算配分を強く国に求めるよう指摘しておきます。

ウニの有効活用の優良な事例などは、ぜひとも、磯焼けに悩む地域に広く普及していただきたいと思いますが、一方で、地域によっては、昔ながらの考え方や手法にこだわり、新たな取り組みにうまく対応できない漁業者などが多い実態もあります。

そのため、優良事例の普及にとどまらず、地域の漁業者の背中を押して取り組みを促すことが重要です。

私の地元においては、水産技術普及指導員など道職員と、漁業者が一体となって熱心な取り組みにより、ウニの中間育成が進められたものと感謝をしているところであります。

こうしたフォローする役割を行政が担っていく必要があることを申し上げておきます。

また、磯焼けは、日本のみならず、世界じゅうで発生しております。

アメリカのカリフォルニア州の海岸全域の1500キロメートル、アメリカのメイン州から、カナダのセントローレンス湾、ニューファンドランド島に及ぶ2000キロメートル、ニュージーランド、オーストラリアの南東部、南アフリカ、イギリス、フランス、中東のペルシャ湾、ノルウェー、フロリダ、キューバで発生しており、特に、食害による磯焼けは東アジア共通の問題と言われております。

このため、10年前になりますが、2008年に、国の研究機関などの主催で、東京で磯焼け対策国際シンポジウムが開催され、アジア圏に加え、アメリカ、ロシアなどの研究者が参加して、各国の藻場や磯焼けの現状、対策事例、課題などが話し合われ、情報共有が図られたと聞いています。

その対策は、地球温暖化や環境問題への取り組みとして、国際的にも重要な意義があり、国によって生態系は異なっても、共通認識を持って、協調して取り組みを推進することが重要であります。

国や道がそれぞれ磯焼け対策協議会を開催し、定期的に国内の情報の交換を行っていることは承知しておりますが、私としては、磯焼けに関する国際的な情報共有が図られるよう、磯焼けが進む北海道において国際的なシンポジウムを開催すべきと考えます。

2008年に開催された国際シンポジウムから10年が経過し、各国では、さまざまな取り組みを通

して、新たな知見が蓄積されていると考えますので、国との連携を密にし、ぜひとも、国際シンポジウムの開催を実現させるよう要請いたします。

道路の問題についてですが、先ほどもお話しいたしましたように、12月8日、小樽—余市間が開通し、共和—倶知安間が着工したわけですが、倶知安—黒松内間は、いまだ事業決定がされておられません。

黒松内ジャンクションの整備が決まったのはおおよそ30年前で、私も血気盛んな青年でありました。100人を超える大陳情を行いました。いまだ黒松内まで決まっていない状態です。

北海道の高規格幹線道路ネットワークは、2環状、8放射線とうたっておりますが、700キロメートルが未整備であります。今のペースのままですと、いつ完成するか、わからない状態です。今こそ、後世に残していかなければならない重要な社会資本であります。

国土強靱化とあわせ、早期完成を強く求めるよう指摘しておきます。

景観に配慮した無電柱化事業についてです。

G20会合の開催まで時間が余りないのは承知しておりますが、札幌駅から西の北5条通は、無電柱化工事が進み、すっきりとした町並みがつくられています。

ぜひ、G20会合においても、参加された国々の方にとって、すばらしい景観——北海道の自然と町並みが調和し、心に残る景観となるよう取り組んでいただくことを求めて、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 村田憲俊君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第2号ないし第4号、第14号ないし第18号及び第20号については、本議会に27人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する）

1. 予算特別委員の選任

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

(上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する)

1. 議案の少子・高齢社会対策特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案第10号については、少子・高齢社会対策特別委員会に付託することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

(上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する)

1. 議案の常任委員会付託

○議長大谷亨君 次に、残余の案件につきましては、お手元に配付の議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

(上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する)

1. 日程第2、会議案第1号

○議長大谷亨君 日程第2、会議案第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内英順君。

1. 会議案第1号に関する説明

○93番竹内英順君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま議題となりました会議案第1号につきまして、提出者を代表いたしまして、その概要を御説明申し上げます。

会議案第1号北海道植樹の日・育樹の日条例案についてであります。本条例案は、平成29年

9月より、道議会の北海道森林・林業活性化推進議員連盟で検討を開始し、平成30年6月に、全会派からの構成員による検討会議を設置し、検討を進めてきたものであり、今般、道議会の全ての会派の皆様の御賛同のもと、全会派が共同して提出する運びとなったものであります。

この条例案は、道民一人一人が、植樹や育樹を通じて、森林や樹木に触れて親しむことにより、その豊かさや、さまざまな恵みに感謝する心を育み、協働による森林づくりを進め、北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくことを期する日として、「植樹の日」及び「育樹の日」を設けるものであり、「植樹の日」は5月の第2土曜日、「育樹の日」は10月の第3土曜日としております。

また、広大な北海道の気象条件を踏まえ、植樹・育樹活動への積極的な参加を促進するため、植樹月間及び育樹月間を設けることとし、5月を植樹月間、10月を育樹月間としております。

次に、道の役割として、「植樹の日」、「育樹の日」等を広く普及するとともに、市町村、事業者、その他の関係団体と協働して、植樹・育樹活動や森林づくりの施策を実施するよう努めることとし、道民の皆様には、道などが行うこれらの取り組みに協力するよう努めていただくこととしております。

また、条例の施行日についてであります。来年の春の植樹の時期に向けた普及等を考慮し、公布の日から施行することとしております。

以上、条例案の概要を申し上げましたが、北海道の豊かな森林を守り育て、未来に引き継いでいくためにも、この条例の制定は大変に有意義なものと考えております。

議員各位の御審議をいただきたく、お願い申し上げ、提案説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。（拍手）（発言する者あり）

1. 会議案第1号の水産林務委員会付託

○議長大谷亨君 会議案第1号を水産林務委員会に付託いたします。

1. 休会の決定

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

各委員会付託議案等審査のため、12月5日から12月7日まで、及び、12月10日から12月12日まで本会議を休会することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月13日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時36分散会